

平成27年度第2回日光市総合教育会議次第

日 時：平成27年11月11日（水）午前10時～
場 所：日光市役所第3庁舎3・4会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 協議・調整事項

（1） 平成28年度教育関連予算の概要について 資料1

（2） 第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）素案について 資料2

（3） 第3期日光市読書活動推進計画素案について 資料3

5 報告事項

（1） 日光市総合計画（基本構想・前期基本計画）原案について 資料4・5

（2） 日光市人口ビジョンについて 資料6

（3） 日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略について 資料7

6 その他

7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	斎 藤 文 夫	
教育委員会	教育長	前 田 博	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	川 津 博 子	
教育委員会	教育委員	横 山 真 康	
教育委員会	教育委員	菅 野 幸 美	
教育委員会	教育委員	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	

【参考 1】

日光市総合教育会議設置要綱 (設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

(1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に關すること。

(2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に關すること。

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に關すること。

(構成員)

第 3 条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第 4 条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第 5 条 総合教育会議は、第 2 条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年5月及び10月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であつて、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると認められる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めたときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者

(6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第〇条第〇項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができます。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成28年度教育関連予算の概要について(案)

基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくりを目指す

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図ります。
また、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①地域教育力向上事業	○日光市学校支援ボランティア活動推進事業（生涯学習課）
②生涯学習啓発事業	○生涯学習情報紙発行事業（生涯学習課）
③生涯学習成果発表事業	○日光学まつり開催事業（生学・中公・各公）
④生涯学習ひとづくり事業	○日光学・わがまちきらり発見隊開催事業（生学・各公） ○地域コーディネーター養成事業（生涯学習課） ○ふるさと学習・体験事業（生涯学習課）【新規】

基本目標2

こころ豊かな人権意識の高揚

学校教育及び社会教育において、市民の生涯各期における人権教育、人権啓発活動を推進し、「一人ひとりが、個人として尊重され、機会の平等が保障され個性や能力が發揮でき、多様性を認め、ともに生きる」という、人権が尊重されたまちづくりを推進します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①人権学習体験教室事業	○盲導犬体験教室事業（生涯学習課）
②人権研修会の開催事業	○人権教育推進教員研修会開催事業（学校教育課） ○人権指導者研修会開催事業（生涯学習課）
③人権啓発事業	○人権尊重啓発標語・ポスター募集事業（生涯学習課） ○人権カレンダー作成事業（生涯学習課） ○日光市人権教育総合推進地域事業（生涯学習課・学校教育課） ○人権講演会開催事業（生涯学習課）

基本目標3**心身ともにたくましく、人間性豊かな児童生徒の育成**

学校教育は生涯学習の基礎となるものであり、社会教育と密接な連携のもと、家庭や地域との協働を促進し、子ども一人ひとりの学力の向上や生活の充実、安全・安心を確保する体制づくりを目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①授業改善プラン	○小中一貫教育推進事業（学校教育課） ○特色ある学校づくり事業（学校教育課） ○授業改善プラン事業（学校教育課）
②奨学金事業	○給付型奨学金制度事業（学校教育課）【新規】
③適応指導教室事業	○適応指導教室事業（学校教育課）
④地域ぐるみの安全体制整備推進事業	○地域ぐるみの安全体制整備推進事業（学校教育課） ○通学費補助金交付事業（学校教育課） ○スクールバス運行業務の民間委託事業（藤原栗山教育行政事務所） ○スクールバス購入事業（藤原栗山教育行政事務所）
⑤特別支援教育推進事業	○特別支援教育推進事業（学校教育課）
⑥小中学校整備事業	○小学校校舎等維持管理事業（学校教育課） ○中学校校舎等維持管理事業（学校教育課） ○学校ＩＣＴ環境整備事業（学校教育課）【新規】
⑦学校給食調理業務民間委託への移行推進	○学校給食調理業務の民間委託事業（学校教育課）

基本目標4**家庭の教育力の向上**

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭の教育力の向上を目指します。

また、子どもを見据え、子どもを主役とした幼稚教育から学校教育への接続のために、全市的な幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図ります。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①家庭教育支援関係講座・講演会の開催事業	○親力アップ子育てセミナー開催事業（生涯学習課） ○家庭教育学級開催事業（生学・日公・藤公・足公・栗公） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課） ○家庭教育学級特別講師派遣事業（生涯学習課） ○思春期子育てアドバイス講演会講師派遣事業（生涯学習課）
②家庭教育指導者の育成事業	○家庭教育指導者スキルアップ講座開催事業（生涯学習課）
③家庭教育支援団体の活用促進事業	○家庭教育指導者の活用事業（生学・日公・藤公・足公・栗公）
④家庭教育情報提供・啓発事業	○家庭教育リーフレット配布事業（生涯学習課） ○子育てあるある川柳募集事業（生涯学習課）

基本目標5**地域に根ざした社会教育の充実**

社会教育活動を推進するため、学習機会の提供や人材育成など、社会教育施設の機能充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①公民館教室・講座実施事業	○公民館教室・講座実施事業（中央公民館他12館）
②読書活動推進事業	○ブックスタート事業（生涯学習課） ○移動図書館事業（生涯学習課） ○読書活動推進事業（生涯学習課）【新規】 ○図書館情報システム更新事業（生涯学習課）
③移動博物館事業	○移動博物館事業（歴史民俗資料館）
④公民館整備事業	○小林公民館整備事業（中央公民館）
⑤（仮称）日光文化創造館整備事業	○（仮称）日光文化創造館整備事業（文化財課）

基本目標6

こころ豊かでたくましい青少年の育成

次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。

「青少年は地域社会が育む」という観点に立ち、地域社会の構成員である家庭、学校、職場、地域などが青少年を育成する機能と役割を認識して相互に連携・協力し、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、自ら青少年育成活動に参加することを促進します。

また、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組むとともに、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①青少年育成事業	<ul style="list-style-type: none">○青少年北海道体験研修事業（生涯学習課）○青少年リーダー養成・活動体験事業（生学・日公・藤公）○成人式開催事業（生学・日公・藤公・足公・栗公）○子ども会・P T A等の活動支援事業 (生学・今公・落公・豊公・大公・小公・日公・藤公・足公・栗公)
②少年指導事業	<ul style="list-style-type: none">○少年指導委員街頭指導事業（生学・日公）○少年指導委員特別指導事業（生学・日公）○環境浄化・調査活動事業（生学・日公・藤公）

基本目標7**地域に根ざした文化活動の促進**

身边に文化に親しむことができる環境づくりを進め、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するなど、文化の向上を目指します。
また、活発な文化芸術活動を推進し、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①文化活動推進事業	○日光フォトコンテスト開催事業（生涯学習課） ○日本の伝統芸術鑑賞教室開催事業（生涯学習課） ○市民文化祭開催事業（生涯学習課） ○文化芸術振興激励金交付事業（生涯学習課）
②文化団体等活動支援事業	○文化協会活動支援事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
③民俗芸能・技術記録保存事業	○民俗芸能・技術記録保存事業（文化財課）
④公共文化施設活用事業	○日光美術館活用事業（小杉放菴記念日光美術館）

基本目標8**地域の文化財の保存活用と保護思想の普及**

市内に存在する文化財の保護を推進するとともに、文化財保護体制を整備し、併せて保護思想の普及・啓発と活用を図ります。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①文化財調査・研究事業	○市指定文化財データベース公開事業（文化財課） ○栗山地域文化財調査・研究事業（藤原栗山教育行政事務所）
②文化財保存・活用事業	○市指定等文化財補助事業（文化財課） ○市指定文化財説明板改修事業（文化財課） ○文化財くん蒸事業（文化財課） ○名勝おくのほそ道の風景地保存管理計画策定事業（文化財課） 【新規】 ○日本山岳修験学会日光大会開催事業（文化財課）【新規】 ○栗山地域文化財保存・活用事業（藤原栗山教育行政事務所）
③世界遺産「日光の社寺」保護活用事業	○気象データ採取及び観測機器等保守管理事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」保存活用協議会開催事業（文化財課）
④足尾銅山の世界遺産登録推進事業	○文化財指定事業（文化財課） ○啓発事業（文化財課） ○構成資産等調査整備事業（文化財課） ○調査事業（文化財課） ○検討委員会開催事業（文化財課）

基本目標9**豊かなスポーツライフの実現**

市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、情報の提供や講習会の開催などスポーツ団体に対する支援の充実を図ります。

また、市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次の通りです。

主要事業	実施予定事業
①総合型地域スポーツクラブ支援事業	○地域総合型スポーツクラブ育成事業（スポーツ振興課）
②スポーツ・レクリエーション活動推進事業	○ニュースポーツフェスティバル開催事業（スポーツ振興課） ○市民体力つくり事業（スポーツ振興課） ○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課） ○各種団体育成支援事業（スポーツ振興課）
③スポーツイベント開催事業	○日光杉並木マラソン大会開催事業（スポーツ振興課） ○日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会開催事業（スポーツ振興課） ○日光いろは坂女子駅伝大会開催費補助事業（スポーツ振興課）
④ホッケー及びスケート普及事業	○ホッケー普及事業（スポーツ振興課） ○スケート普及事業（スポーツ振興課） ○第66回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会開催費補助事業（スポーツ振興課）【新規】
⑤スポーツ施設総合整備事業	○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課）

第2期日光市生涯学習推進計画 (基本構想・前期基本計画)(素案)

平成●●年●月

日光市・日光市教育委員会

目次

第1章 生涯学習を取り巻く現状と課題	- 1 -
1. 生涯学習を取り巻く環境の変化	- 1 -
(1) 生涯学習とは	- 1 -
(2) 近年における国の動向	- 1 -
2. 今後予想される社会の変化	- 3 -
(1) 人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化	- 3 -
(2) 国際化、情報化、経済格差の進展	- 4 -
3. 日光市における生涯学習への取組	- 5 -
(1) これまでの取組の概要	- 5 -
4. 日光市民の取組状況（市民アンケート調査結果抜粋）	- 9 -
(1) 生涯学習の現状と取組意向	- 9 -
(2) 生涯学習施設について	- 11 -
(3) 地域における学習成果の生かし方	- 12 -
(4) 生涯学習の推進に向けて	- 13 -
第2章 第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）の概要	- 14 -
1. 計画策定の背景と趣旨	- 14 -
2. 計画の概要	- 15 -
(1) 計画の構成・期間	- 15 -
(2) 計画の位置づけ	- 16 -
(3) 策定体制	- 17 -
第3章 基本構想	- 18 -
1. 基本理念	- 18 -
2. 生涯学習推進の基本目標	- 19 -
3. 基本施策と施策の体系	- 20 -
第4章 前期基本計画	- 22 -
1. 「日光」への誇りと愛着をはぐくむ、「日光愛」の涵養〔 基本目標1 〕	- 22 -

(1) 「日光学」セカンドステージの推進（基本施策 1）	- 23 -
(2) 誇りと愛着が抱けるまちづくりの推進（基本施策 2）	- 24 -
2. 生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくり〔基本目標 2〕	- 27 -
(1) ライフステージに応じた学習機会の充実（基本施策 3）	- 28 -
(2) 多様な学習ニーズと現代的な課題に取組む学習活動の展開（基本施策 4）	- 30 -
(3) 学習機会拡充のための生涯学習推進体制整備（基本施策 5）	- 38 -
3. 学びの循環により絆をはぐくむ地域づくり〔基本目標 3〕	- 41 -
(1) 市民の力を生かした絆のある地域づくり（基本施策 6）	- 42 -
(2) 社会全体で子どもを育てる地域づくり（基本施策 7）	- 46 -
(3) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（基本施策 8）	- 48 -
(4) 高齢者の生きがい・活躍の場づくり（基本施策 9）	- 51 -
4. 計画の推進体制	- 53 -
【第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）体系図①】	- 54 -
【第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）体系図②】	- 55 -
【第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）体系図③】	- 56 -

第1章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1. 生涯学習を取り巻く環境の変化

（1）生涯学習とは

生涯学習とは、人が生涯にわたって、学び・学習の活動を続けていくことを意味しています。国では、生涯学習とは「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。」（平成25年版文部科学白書）と表現されています。

このような生涯学習及び生涯学習社会にかかる理念は、教育基本法第3条に「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

（2）近年における国の動向

国では、文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会が、平成20年2月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」という答申を示し、「『社会の要請』を踏まえ、社会の変化に対応できる自立した個人やコミュニティを形成することが一層求められるようになっている」として、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」が提言されました。

また、平成25年1月には、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」がとりまとめられ、「生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの」として、「個人の自立に向けた学習」と「絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり」が挙げられました。

さらに、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、今後の社会の方向性について、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けて、「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会」が今後の社会の方向性として提示されています。



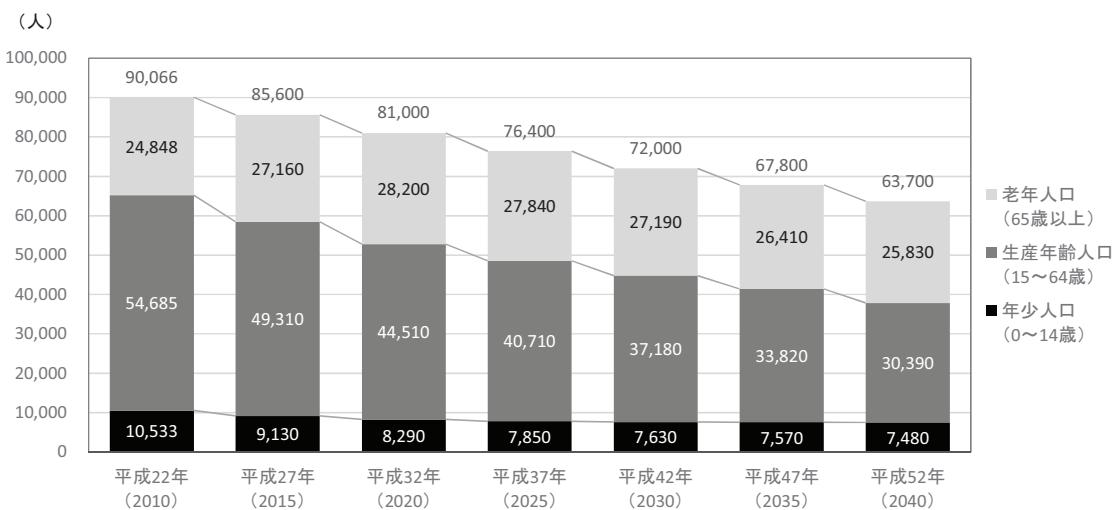
自立・協働・創造に基づく生涯学習社会モデル

2. 今後予想される社会の変化

(1) 人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化

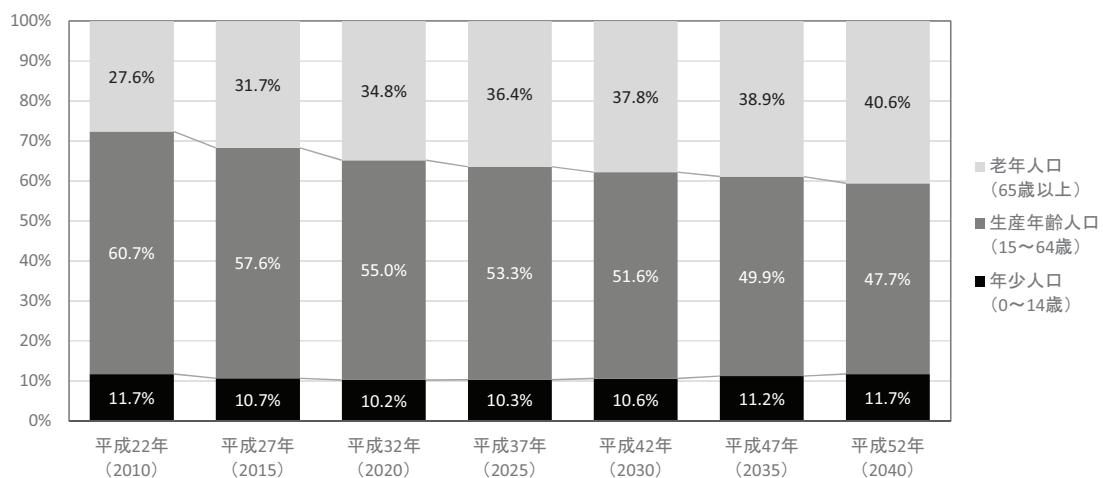
日光市人口ビジョン¹によると、当市の将来人口推計は、以下に示すように推移するだろうという推計結果が導き出されています。

日光市の将来人口-年齢3区分別人口推移の長期的な見通し



資料：日光市人口ビジョン

日光市の将来人口比-年齢3区分別人口比推移の長期的な見通し



¹ 日光市人口ビジョン：当市が人口減少克服、まち・ひと・しごと創生（＝地方創生）に取り組む上で指針とするため策定したもので、当市の人口の現状と将来の姿を示したものです。

資料：日光市人口ビジョン

今から 25 年後となる 2040 年の当市の人口予測は 63,700 人、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 25,830 人、高齢化率²は 40.6% という超高齢社会であり、逆に 14 歳以下の人口は 7,480 人で、全人口に占める割合は 11.7% と推計されています。

これはあくまでも仮定に基づく推計ですが、仮にこのような人口減少と少子高齢化の進行を押しとどめることができなければ、この推計値は将来の当市の現実となってしまします。このような人口減少と少子高齢化の進行は、地域コミュニティに対して深刻な打撃を与えることが懸念されていますが、当市においてもこれらの問題への対処は重大な課題となっています。

（2）国際化、情報化、経済格差の進展

世界遺産「日光の社寺」を始めとした有力な観光資源がある当市には、多くの外国人観光客が訪れ、様々な異なる文化をもつ人々と交流する機会が増えています。

その一方、異なる文化や習慣をもつ人々と、地域の中でどのように共生していくのかが課題となっており、国際理解に関する取組がますます重要となっています。私たち一人ひとりが、国際化・グローバル化をどのように捉え、地域の中でその可能性をどう生かしていくのかが問われているといえます。

また、ICT³の発展が社会に大きな影響を与えています。携帯電話、そして、スマートフォンやタブレット等の携帯情報端末は非常に便利なコミュニケーションツールですが、有害情報への接続の問題や、過度の依存が青少年に及ぼす様々な悪影響、不適切な使用によるいじめの誘発等が懸念されています。このような観点から、情報機器の適切な使用方法や有意義な活用方法等について学ぶ機会の充実を図っていくことが求められています。

一方、厚生労働省のデータによれば、雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合は増加して、安定した職に就きにくい状況となっています。さらに、子どもの貧困率も悪化しています。このような経済格差の進行は、子どもたちの成長に影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

² 高齢化率：高齢化率とは、人口に占める 65 歳以上の割合のこと。国連ではこれが 7-14% にある社会を「高齢化社会」、14-21%を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」と呼んでいます。

³ ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術

3. 日光市における生涯学習への取組

(1) これまでの取組の概要

当市では、平成19年度に「生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくり」を基本理念とした「日光市生涯学習推進構想」及び「日光市生涯学習推進前期基本計画」を策定し、生涯学習に関する取組をスタートしました。

また、平成23年度には「日光市生涯学習推進後期基本計画」を策定し、市民の学習環境を整備することで、生涯学習を核としたまちづくりを推進してまいりました。この「日光市生涯学習推進後期基本計画」は平成24年度から平成27年度の4年間を計画期間としたもので、「日光市生涯学習推進構想」の実現を目指して、日光創新的考え方のもとに7つの施策の柱を掲げ、当市における生涯学習活動の推進に取組んできました。

1

日光学の構築

【取組】

- (1)日光の文化・自然・史跡等を生かした「日光学⁴」の創成にむけた学習活動の展開
- (2)日光について学んだことの発表会実施

【成果と課題】

当市の文化・自然・史跡等を生かした学習活動は、市内各地域で実施され、その参加者数も増加傾向にあります。成果指標に掲げた学習成果の発表機会である「日光学まつり等における学習成果発表数」は50件に上り、多くの人に日光の素晴らしさを伝える活動を行ってきました。しかし、日光について学習した成果を、地域づくり活動につなげていく事例は、まだ少ない状況です。

継続して「日光学」の学習機会を市内全域で整備するとともに、学習成果を生かして地域活性化に取組む活動への支援に力を入れる必要があります。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
日光学まつり等における学習成果発表件数（年間）	50件	39件

⁴ **日光学**：日光の自然や、史跡、文化、生活等を探求し、総合的に学ぶ学問として、前「日光市生涯学習推進構想」において提唱しました。

2**生涯学習の中核をなす社会教育の充実****【取組】**

- (1) ライフステージに応じた多様な学習機会の提供
- (2) 現代的課題に対応できる学習活動の展開

【成果と課題】

ライフステージごとの学習機会の提供や、現代的課題に対応できる学習活動の展開については、関係部署との連携のもと、事業の提供を行ってきました。成果指標に掲げた「家庭教育講座・講演会参加者数」は、目標値を超える7,094人に上ります。

今後、関係部署はもとより、社会教育関係団体等と連携を図り、より幅広い市民ニーズに応えられる講座の充実に努める必要があります。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
家庭教育講座・講演会参加者数	7,094人	6,000人

3**市民自治をはぐくむ生涯学習活動の推進****【取組】**

- (1) 市民と行政が協働、あるいは市民が主体となる学習活動やイベント等の実施
- (2) 学習成果を生かした地域づくり活動ができる環境の整備

【成果と課題】

成果指標に掲げた「生涯学習関連市民団体数」は67団体に上ります。「日光学まつり・生涯学習フェスタ」では、その中のいくつかの団体と協力し事業を実施しました。しかし、事業づくりから参画する協働事業を実施するまでは至っていない状況です。

今後も、地域で活動する生涯学習関連市民団体の情報収集に力を入れるとともに、生涯学習関連市民団体の立ち上げの支援を行います。その上で、市民と行政が協力・協働する活動の実施に努める必要があります。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
生涯学習関連市民団体数	67団体	70団体

4**地域づくりのリーダーの育成****【取組】**

- (1)生涯学習を核とした地域づくりリーダーの養成
- (2)地域の各種団体活動の支援

【成果と課題】

成果指標に掲げた、地域づくりリーダーの育成を目指す「指導者養成研修・講座修了者数」は、目標値を超える196人に上ります。また、青少年リーダー数も順調に増加しています。さらに、新しい人材を招き入れ、リーダー同士が世代を超えて交流・協力することにより、継続した地域の活性化につながると考えています。

今後も、新しい人材の発掘や、講座を修了した方が地域の学習の中心として活躍する支援に力を入れていく必要があります。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
指導者養成研修・講座修了者数	196人	170人

5**地域づくりの拠点としての公民館の充実****【取組】**

- (1)地域の生涯学習活動の支援
- (2)地域づくりに向けた学習活動の支援
- (3)地域の伝統文化の継承支援

【成果と課題】

各公民館では、地域学習圏会議⁵や講座受講生の声を聞きながら、事業を企画し実施しています。利用者数は増加傾向が続いている状態ですが、市民アンケートの結果を見ると、より魅力的な公民館づくりが求められています。

公民館での学びによりサークル化した市民団体や、地域で活躍する市民団体が公民館に集い、団体間のネットワークを生み出すような支援を通じて、より多くの地域の人が公民館に集う環境を整備することが求められています。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
公民館利用者数	146,171人	145,000人

⁵ 地域学習圏会議：市民の代表として各公民館の運営について貴重な意見を提供いただく組織です。

6

地域の教育力の充実

【取組】

- (1)学校・家庭・地域が連携した活動の支援
- (2)子どもを健全に育成する関係地域団体等への活動支援

【成果と課題】

日光市学校支援ボランティア活動推進事業では、市内全小中学校に対して、地域教育協議会⁶の設置もしくは地域コーディネーター⁷の配置をし、学校と地域が協議・連携するための場を設けました。

今後も、各学校・各地域の実態に応じた機能的な連携ができるよう支援を行う必要があります。

成果指標名	現状値（H26）	目標値（H27）
スクールガードリーダー ⁸ の学校訪問回数（1校あたり）	18.5回	24回

7

生涯学習推進体制の整備

【取組】

- (1)行政関係部署との連携、市民との協働など、各関係機関とのネットワークを構築した推進体制の整備
- (2)生涯学習の拠点としての社会教育施設の充実

【成果と課題】

日光市生涯学習推進協議会や地域学習圏会議、各事業でのアンケートなど、市民の声を聞く場面を設け、生涯学習関連事業への反映を目指しました。また、事業評価の際に、行政関係各部署との連携を図りました。

生涯学習の場の拡充や学習成果を地域社会で生かす場面を増加させていくなど、連携する目的を明確にし、機能的な連携に努めています。

⁶ 地域教育協議会：学校と地域の連携・協力を推進するための話し合いの場です。

⁷ 地域コーディネーター：学校と学校支援ボランティアとの連絡調整を行ない、学校支援ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する役割を担う地域の人です。

⁸ スクールガードリーダー：警察OB等に委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う人を意味します。

4. 日光市民の取組状況（市民アンケート調査結果抜粋）

当市では、平成26年度に、「生涯学習に関する市民アンケート調査」を実施しました。以下では、その結果から市民の皆さんのが生涯学習にどのように取組んでいるか、その概要を示します。

【生涯学習に関する市民アンケート調査の実施概要】

- 調査地域：日光市全域
- 調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の16歳以上の男女2,000人
- 調査期間：平成27年1月6日～2月6日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による調査
- 回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000	961	48.1%

（1）生涯学習の現状と取組意向

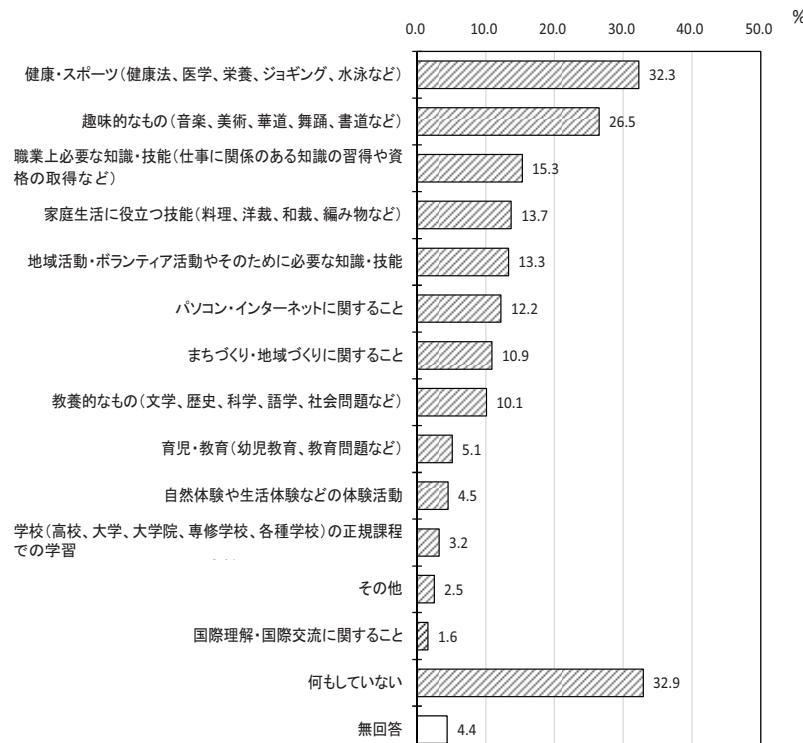
①どのような生涯学習活動をしているか（複数回答）

最も多く取組まれている生涯学習活動は「健康・スポーツ」に関するもの

現在どのような「生涯学習」活動を行っているかについては、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が32.3%、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」が26.5%、「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」が15.3%と続いているます。

市民の生涯学習の実践率は7割に迫り、活発な状況といえます。（全国実践率57.1%：生涯学習に関する内閣府世論調査より）

市民は、多種多様な生涯学習機会の提供を求めていきます。

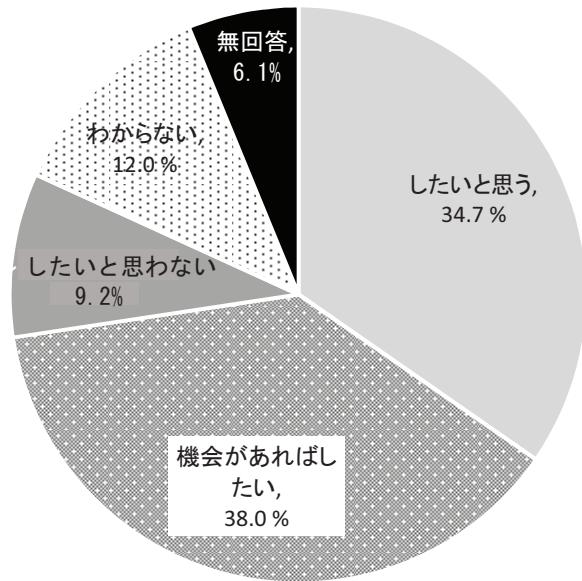


②今後生涯学習をしたいと思うか（単一回答）

7割以上の人人が、今後「生涯学習」したいと考えている

今後「生涯学習」をしたいと思うかについては、「したいと思う」が34.7%、「機会があればしたい」が38.0%で、合わせて7割以上の人人が、今後「生涯学習」したいという意向を示しています。

生涯学習を実践した人の割合に対して、市民の生涯学習実践への意欲は高い状況といえます。より多くの市民が主体的に生涯学習に取り組めるよう、ライフステージに応じた学習機会の提供が求められています。



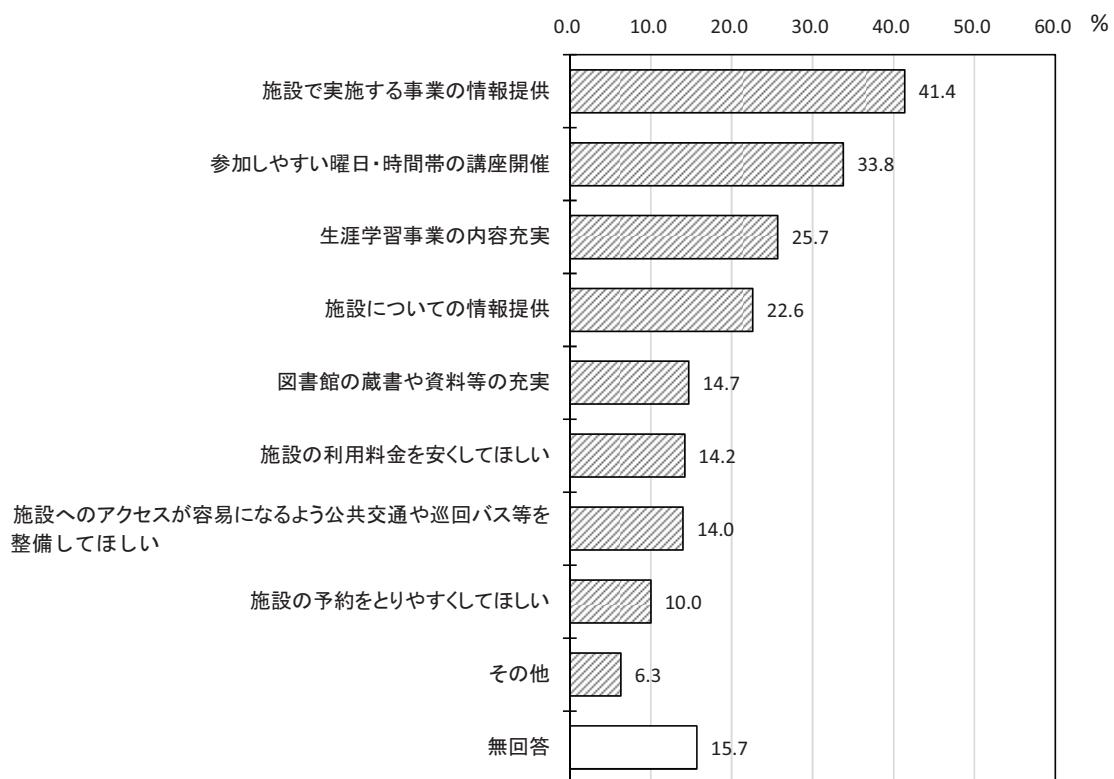
(2) 生涯学習施設について

① 当市の生涯学習関連施設を利用する上での希望や要望（複数回答）

当市の生涯学習施設を利用する上での希望や要望は「施設で実施する事業の情報提供」

当市の生涯学習施設を利用する上での希望や要望を質問した結果、最も回答割合が高かったのは「施設で実施する事業の情報提供」の41.4%でした。以下、「参加しやすい曜日・時間帯の講座開催」が33.8%、「生涯学習事業の内容充実」が25.7%、「施設についての情報提供」が22.6%と続いています。

市民は、生涯学習施設における情報提供やサービスの充実を求めています。



(3) 地域における学習成果の生かし方

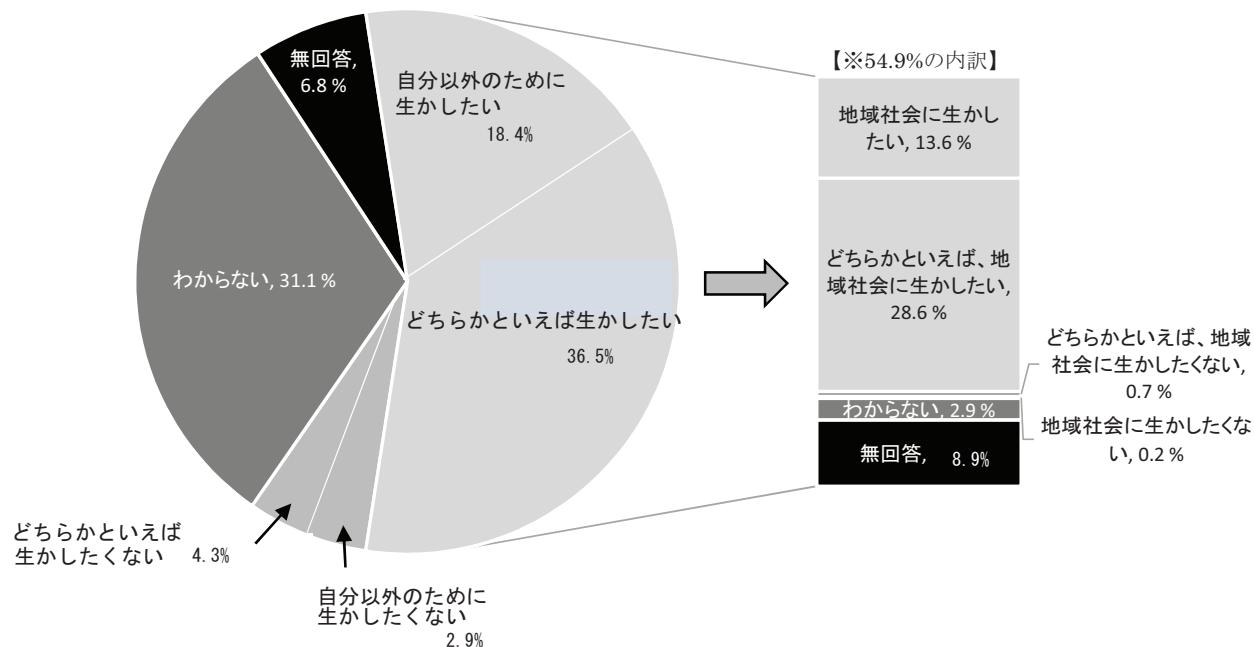
①生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のためや地域社会に生かしたいか（単一回答）

生涯学習を通じて身につけた知識等を自分以外のために生かしたい人は 54.9%で、さらに自分の生活する地域社会に生かしたい人は 42.2%でした。

「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のために生かしたいと思うかを質問した結果、「生かしたい」と回答した人は 18.4%、「どちらかといえば、生かしたい」と回答した人は 36.5%で、これらを合わせると 54.9%の人が「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のために『生かしたい』と考えていることを示す結果となっています。

さらに、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のために『生かしたい』と回答した人を対象に、「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を、自分の生活する地域社会に生かしたいと思うかを質問した結果、「生かしたい」と回答した人は 13.6%、「どちらかといえば、生かしたい」と回答した人は 28.6%です。

市民の半数以上は、何らかの形で自分の知識・技能など学習成果を、自分以外の人のために生かしたいと考えています。



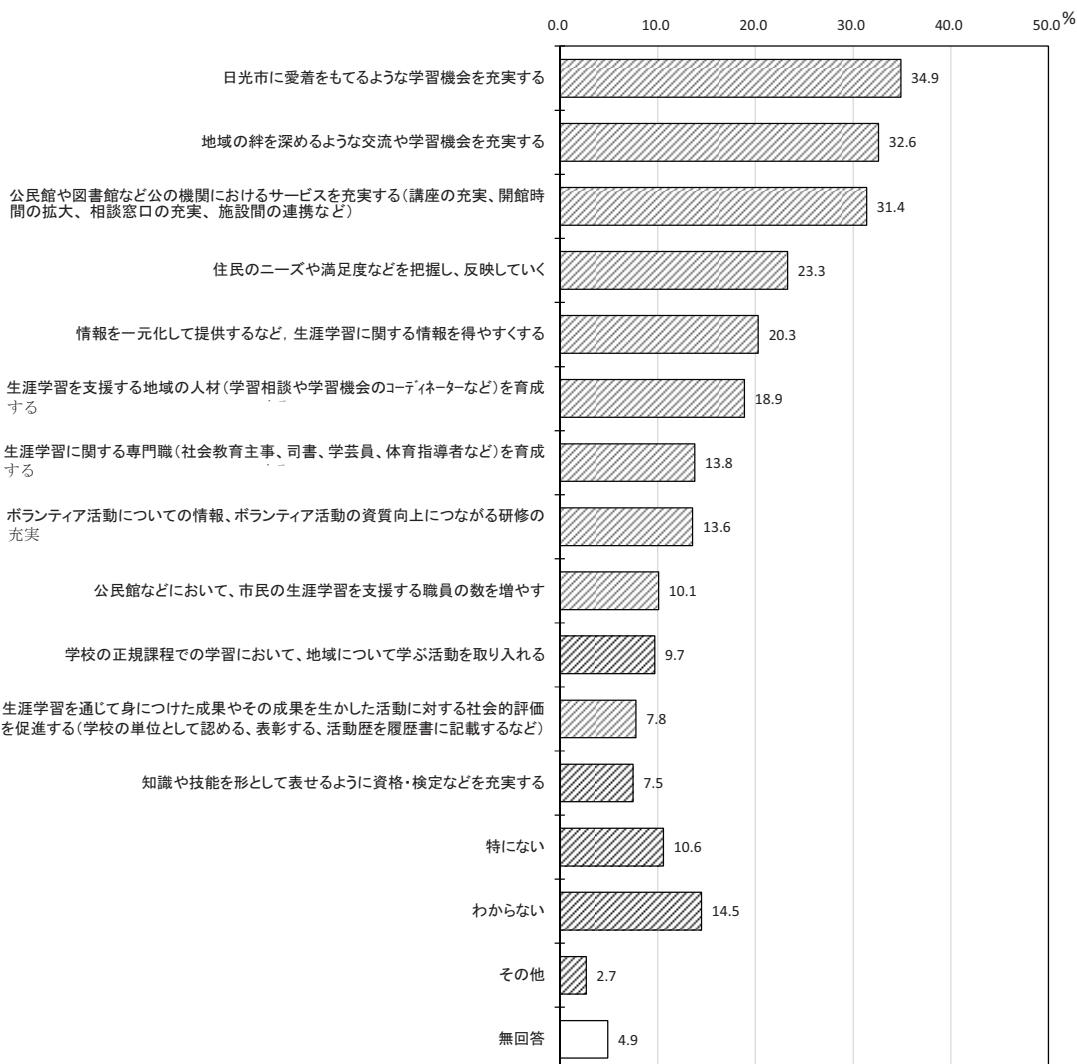
(4) 生涯学習の推進に向けて

① 当市で推進すべき生涯学習に関する施策（複数回答）

当市で推進すべきは、「日光市に愛着をもてるような学習機会を充実する」こと

今後、生涯学習をもっと盛んにしていくために、当市ではどのように力を入れるべきかを質問した結果、最も回答割合が高かったのは、「日光市に愛着をもてるような学習機会を充実する」の34.9%で、次は「地域の絆を深めるような交流や学習機会を充実する」になっています。

市民は、自分の生活する地域についての学習機会の提供を求めていいます。



第2章 第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

当市では、平成19年度に「生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくり」を基本理念とした「日光市生涯学習推進構想」及び「日光市生涯学習推進前期基本計画」を策定し、生涯学習に関する取組をスタートしました。そして、平成23年度には「日光市生涯学習推進後期基本計画」を策定し、市民の学習環境を整備し、生涯学習を核としたまちづくりを推進してまいりました。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、「人と人の絆」や「家庭や地域社会におけるつながり」の大切さが注目されることとなり、人々の社会貢献活動は高まりを見せています。また、わが国がおかれている社会環境は、人口減少、少子高齢化が進行しており、当市もその例外ではありません。そして、同時にグローバル化の進展や雇用環境の不安定化に伴い、人々の価値観は多様化し、生涯学習に関して地方自治体に求められている機能も多様で複雑なものとなっています。

このような中、これまで取組んできた、市民の主体的学習への環境整備や、“日光”に視点を当てた学習、まちづくり活動への支援の継続に加えて、学んだ成果を地域社会につなげる仕組みづくりや社会情勢の変化に的確に対応した学習環境を整備していくことが必要となっています。

そこで、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、また、学習成果を的確に生かすことができる「生涯学習社会“日光”」の実現に向け、総合的・計画的に取組んでいくために「第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）」を策定します。

2. 計画の概要

（1）計画の構成・期間

「第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）」は、当市の生涯学習の basic concept · basic goal · basic policy and strategy の体系を定めた「基本構想」、及び「基本構想」の実現を目指すための主要事業を明らかにした「前期基本計画」で構成されています。

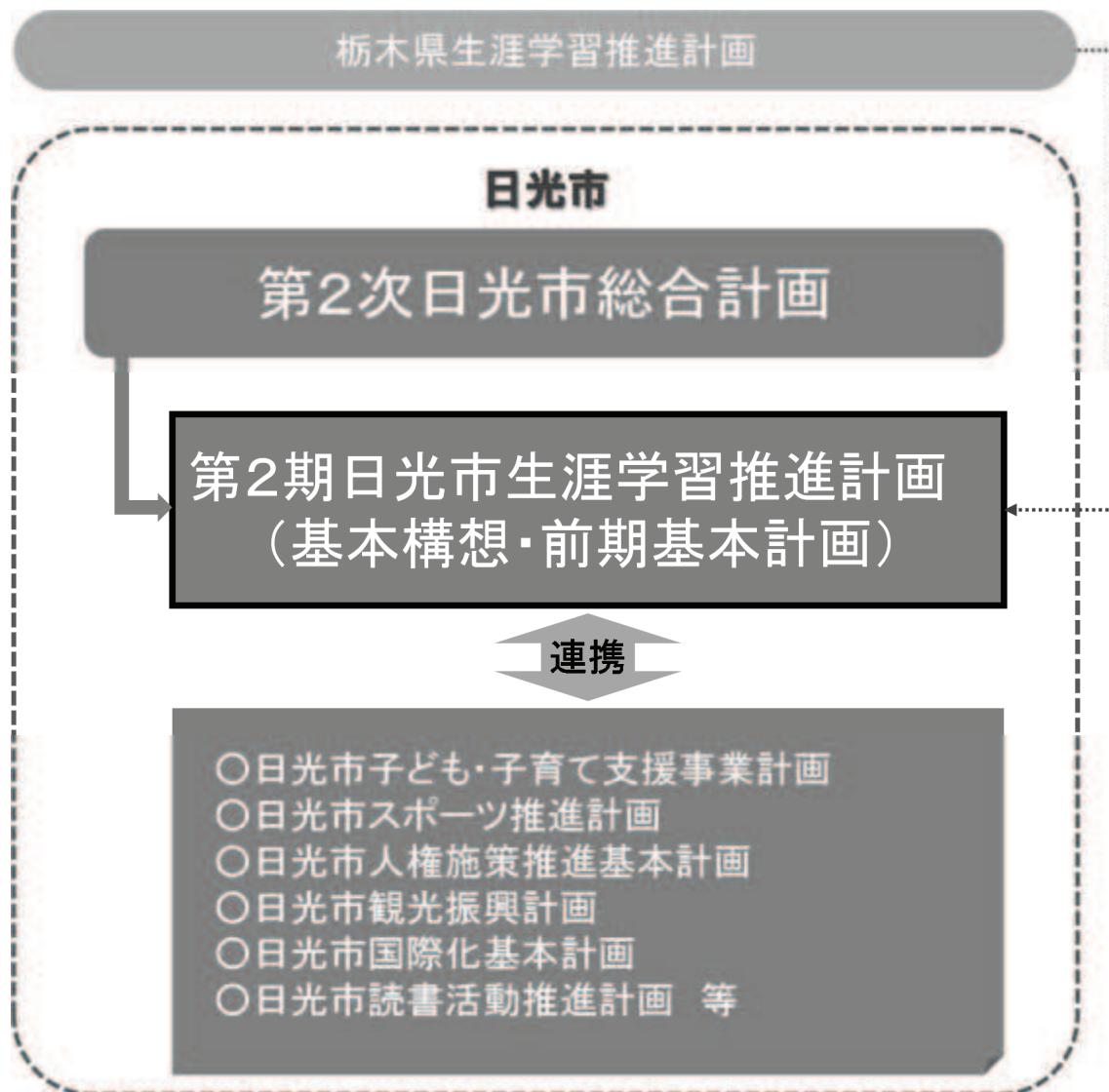
「基本構想」の期間は、平成28年度から平成37年度まで、「前期基本計画」の計画期間は、平成28年度から平成32年度までとし、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、平成32年度にはそれまでの計画の実施状況を踏まえて計画の見直しを行い、平成33年度から平成37年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

基　本　構　想	
(平成28年度～平成37年度)	
前期基本計画	後期基本計画
(平成28年度～平成32年度)	(平成33年度～平成37年度)

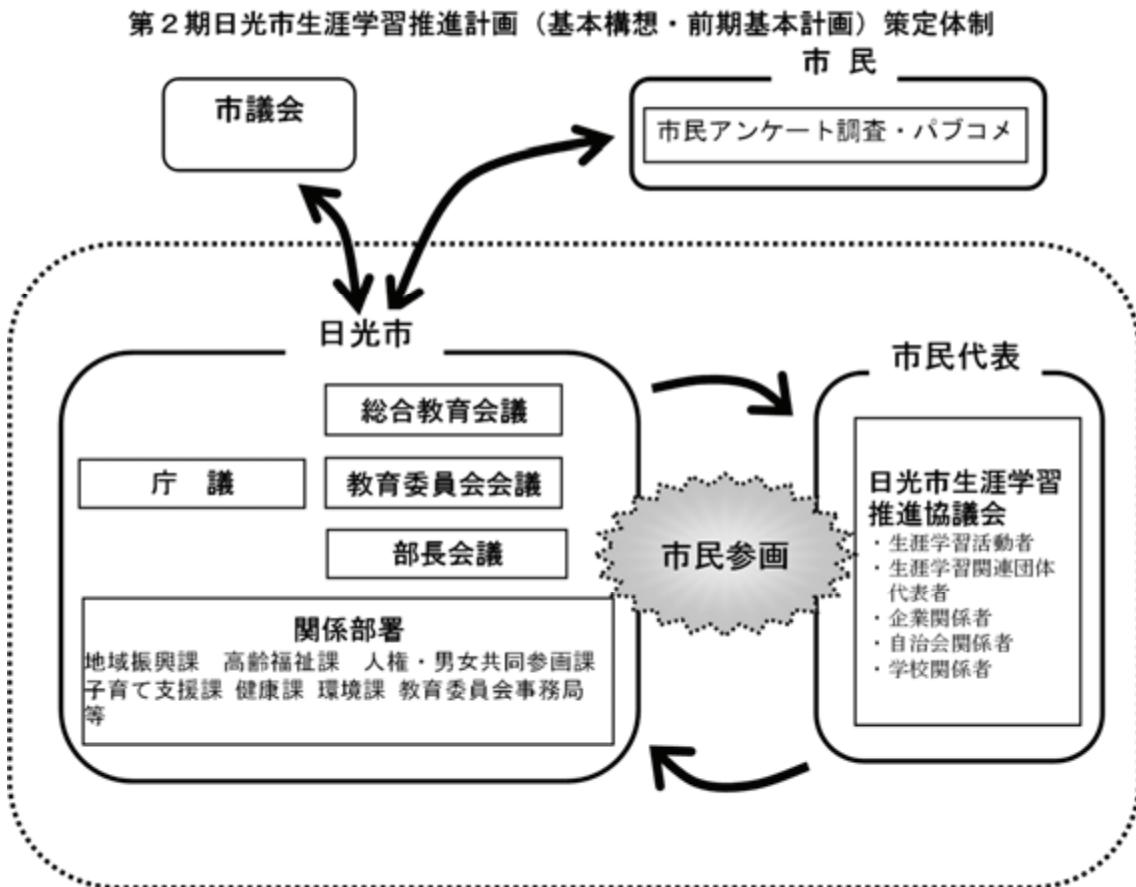
(2) 計画の位置づけ

「第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）」は、「第2次日光市総合計画」を上位計画とし、その理念や目標を踏まえるとともに、関係する部門別諸計画との連携を図って策定するものです。



（3）策定体制

第2期日光市生涯学習推進計画（基本構想・前期基本計画）は、平成26年度に実施した市民アンケート調査の結果及び、市民の生涯学習実践者からなる「日光市生涯学習推進協議会」等の意見を十分反映した上で、教育委員会の計画等策定手順により策定しました。



第3章 基本構想

1. 基本理念

前「構想」では、「生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくり」を計画の基本理念として掲げていました。この基本理念は、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるように、市民一人ひとりが、あらゆる機会に・あらゆる場所において生涯にわたって学習することができる。また、市民の学習環境を整備し生涯学習を核とした地域づくりを推進していくことを目指したものです。

前「構想」は前「前期基本計画」及び前「後期基本計画」の実施により、一定の成果を上げ平成27年度をもって終了しました。

今回、新たな「基本構想」を策定するにあたり、これまでの取組における課題や平成26年度に実施した市民アンケート調査の結果を踏まえて、次のような社会の実現を目指します。

- 市民が主体的に学び個性や能力を伸ばし、その成果を生かす（実践する）ことができる社会
- 学んだ成果を地域社会で循環させる中で、人がつながり絆を生み、地域の課題解決に取り組める社会
- 自分たちの住む地域への誇りや愛着が生まれ、地域の伝統や文化を大切にできる社会

上記のような社会の実現を目指し、当市がこれまで進めてきた生涯学習振興策の成果を踏まえつつ、第2期日光市生涯学習推進基本計画の基本理念を以下のように定めます。

第2期日光市生涯学習推進計画 基本理念

日光に誇りと愛着をもち、
生涯にわたり主体的に学ぶ人づくり
学びの循環による地域づくり

2. 生涯学習推進の基本目標

本計画では、基本理念の実現をめざし、以下に示す基本目標を掲げます。

基本目標 1

「日光」への誇りと愛着をはぐくむ、「日光愛」の涵養

当市は、貴重で、素晴らしい地域資源に溢れています。その自然や史跡、文化、生活等を探求し、体系的にそれらのよさを位置づける「日光学」の確立は、市民の郷土への想いを形づくるとともに、地域活性化への動機づけにつながることと思います。

この計画では、小・中学生から大人までが「日光」について学習する機会を整備します。その上で、「日光学」の体系化をさらに推し進めるとともに、日光のよさを生かして地域社会をよりよくする活動を実施することにより、日光への誇りと愛着の涵養を目指します。

基本目標 2

生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくり

今日的な課題や、今後予想される社会の変化に伴い、個人に必要とされる能力はますます細分化・専門化していくことが予想されます。

このような状況に対応していくためには、一人ひとりの多様なニーズや現代的課題に対応した学習機会を整備し、市民の主体的な学習を支援することが大切です。

この計画では、市民一人ひとりが、自己を高めながら豊かな人生を歩んでいくよう生涯にわたり主体的に学習活動に取組む人づくりを目指します。

基本目標 3

学びの循環により絆をはぐくむ地域づくり

当市でも少子高齢化や人口減少が進み、地域における人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化が指摘されています。

このような中、公民館等の生涯学習関連施設で学んだ人が、その成果を地域に還元し、循環させることは、地域の人々の新たな学びや、学んだ人の達成感を生むとともに、地域の人々の間に新たなつながり=絆をはぐくむこととなります。さらに、その絆をより強くしていくことは、地域全体の持続的な教育力の向上につながり、心豊かに支え合える地域を形成していくこととなります。

この計画では、生涯学習で得た知識を地域社会に生かしていくことで、市民同士の絆をはぐくみ、心豊かな地域づくりを目指します。

3. 基本施策と施策の体系

基本目標 1

「日光」への誇りと愛着をはぐくむ、「日光愛」の涵養

基本施策 1：「日光学」セカンドステージの推進

施策①：「日光学」の体系的な整備

施策②：「日光学」の学習成果を生かした地域づくり

基本施策 2：誇りと愛着が抱けるまちづくりの推進

施策①：地域の伝統文化や歴史の継承・体験の支援

施策②：子どもから大人まで「日光」について学ぶ機会の設定

基本目標 2

生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくり

基本施策 3：ライフステージに応じた学習機会の充実

施策①：幼児期の学習支援

施策②：青少年期の学習支援

施策③：成人期の学習支援

施策④：高齢期の学習支援

基本施策 4：多様な学習ニーズと現代的な課題に取組む学習活動の展開

施策①：スポーツ活動の支援

施策②：芸術・文化活動の支援

施策③：人権意識の向上

施策④：男女共同参画社会の実現に向けた相互理解の推進

施策⑤：グローバル化への対応、国際理解と協調の推進

施策⑥：I C T リテラシーの向上

施策⑦：読書活動の普及

施策⑧：環境意識の向上

施策⑨：青少年の健全育成

基本施策 5：学習機会拡充のための生涯学習推進体制整備

- 施策①：市民・関係機関・行政の連携に基づく生涯学習ネットワークの構築
- 施策②：生涯学習情報関連施設の充実

基本目標 3

学びの循環により絆をはぐくむ地域づくり

基本施策 6：市民の力を生かした絆のある地域づくり

- 施策①：ボランティア等市民の自主的学習活動の促進
- 施策②：地域づくりのリーダー育成
- 施策③：地域づくりの拠点としての公民館の充実

基本施策 7：社会全体で子どもを育てる地域づくり

- 施策①：家庭・学校・地域の連携強化
- 施策②：子どもの健全育成に資する地域団体への活動支援

基本施策 8：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

- 施策①：地域の家庭教育支援団体や学校等と連携した学習機会の充実
- 施策②：家庭教育を支援する人材・団体の育成
- 施策③：子ども・子育て支援

基本施策 9：高齢者の生きがい・活躍の場づくり

- 施策①：高齢者の学習機会の提供
- 施策②：高齢者が地域社会で活躍する環境整備

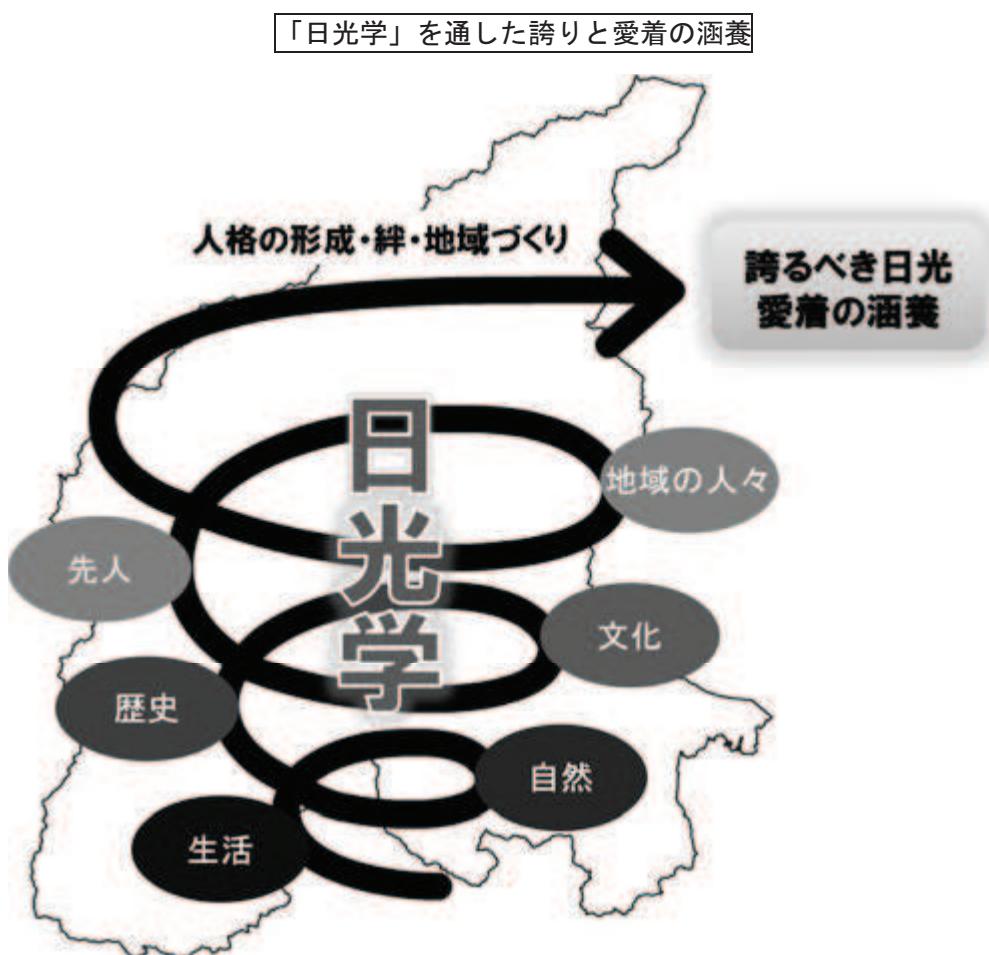
第4章 前期基本計画

1. 「日光」への誇りと愛着をはぐくむ、「日光愛」の涵養 [基本目標 1]

当市は、世界遺産「日光の社寺」やラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」、世界的な近代産業遺産ともいえる「足尾銅山施設」をはじめとして、各地域に特色のある豊かな地域資源を有しています。

このような日光の豊かな自然や歴史、文化、生活等を探求し、体系的にそれらのよさを位置づける生涯学習（日光学）を充実させていくことは、自分たちの生活する日光を知り、日光を好きになり、日光をよりよくする活動への動機付けにつながります。

そこで、「『日光学』セカンドステージの推進」や「誇りと愛着が抱けるまちづくりの推進」に取組むことにより、「日光」への誇りと愛着をはぐくむ、「日光愛」の涵養を目指します。



(1) 「日光学」セカンドステージの推進（基本施策1）

「個人の学び」により見つけた地域のよさを生かして、地域の活性化までを視野に入れた「日光学」セカンドステージの確立・振興に力を入れます。

① 「日光学」の体系的な整備

自分が生活している日光について探求する学習機会が、各地域において行われることが必要です。そのため、日光の自然、歴史、文化、生活等を探求する「日光学」の学習機会を各地域において提供します。また、各地域で行われている「日光学」の学習活動などの掘り起しに努め、「日光学」を体系的に整備します。

No.001

事業名称	一体感釀成事業（日光学・わがまちきらり発見隊）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	当市の自然や歴史、文化遺産を再発見することを通して、当市への興味関心を高める事業を開設します。学んだ地域の良さを活用し、地域活性化を目指します。

No.002

事業名称	公民館教室・講座実施事業（地域探訪講座）（ふるさと学習）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	地域の自然や歴史、文化遺産を再発見することを通して、地域への興味関心を高める事業を開設します。

② 「日光学」の学習成果を生かした地域づくり

日光の誇りや愛着をはぐくむためには、「日光」を知り「日光」を良くしていくことが必要です。そのため、「個人の学び」により見つけた地域のよさを生かして、地域活性化をねらいとする「日光学」セカンドステージを推進します。その過程において、学びにより人と人をつなげ、心豊かな地域づくりを目指します。

No.003

事業名称	生涯学習推進事業（日光学まつり・生涯学習フェスタ）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	「日光学」の学習成果を発表する場を設定します。

No.004

事業名称	(仮称) 日光文化創造館における社会教育事業(常設展示・企画展示)(講座、講演会)
関係部署	歴史民俗資料館
目的・内容	「日光学」の構築により、再発見・再認識された地域の歴史、民俗や文化等に関する地域資源について、展示や講座、講演会などの教育事業を通じて市民へ周知を図ります。

No.005【再掲】

事業名称	一体感醸成事業(日光学・わがまちきらり発見隊)
関係部署	生涯学習課
目的・内容	当市の自然や歴史、文化遺産を再発見することを通して、当市への興味関心を高める事業を開設します。

□成果指標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)
日光学まつり・生涯学習フェスタ等における学習成果発表数	50 団体	56 団体

(2) 誇りと愛着が抱けるまちづくりの推進(基本施策2)

地域の伝統文化や歴史の継承・体験の支援、子どもから大人まで日光について学ぶ機会の設定に努めます。

① 地域の歴史や伝統文化等の継承・体験の支援

当市には豊富な文化遺産に象徴されるように、豊かな歴史や伝統文化等が存在します。これら歴史や伝統文化等を絶やすことなく、次の世代に引き継ぐことは大切なことであるとともに、そのような歴史や伝統文化等の継承こそが地域への愛着の源となります。そのため、先人たちから伝えられた歴史や伝統文化等を、次の世代に引き継ぐために必要な施策を実施します。

No.006

事業名称	民俗芸能保存団体支援事業(各種団体への補助)
関係部署	生涯学習課
目的・内容	地域伝統文化の継承を支援します。

No.007

事業名称	文化財保存・活用事業（文化財指定行事への補助）
関係部署	文化財課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	文化財指定を受けている伝統行事の保存・活用を図ります。

No.008

事業名称	資料収集・調査研究事業
関係部署	歴史民俗資料館
目的・内容	地域の歴史、民俗や文化等に関する資料の収集や調査研究を進めることにより、その成果を当市独自の「日光学」の構築に向けて情報提供します。

No.009

事業名称	特色あるスポーツの推進事業（ホッケー普及事業）（スケート普及事業）
関係部署	スポーツ振興課
目的・内容	当市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技の普及・促進を図ります。

② 子どもから大人まで「日光」について学ぶ機会の設定

自分が生活している日光の自然や歴史、先人の偉業について知ることは、日光への愛着をはぐくみ、一生を送る心の支えとなります。そのため、日光について学ぶ機会を、子どもから大人までの生涯にわたり設定します。

No.010【再掲】

事業名称	一体感釀成事業（日光学・わがまちきらり発見隊）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市内各地の自然や歴史、文化遺産を、再発見・再認識することを通して、当市への興味関心を高める事業を開設します。

No.011【再掲】

事業名称	公民館教室・講座実施事業（地域探訪講座）（ふるさと学習）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	地域の自然や歴史、文化遺産を、再発見・再認識することを通して、地域への興味関心を高める事業を開設します。

No.012

事業名称	小学校における「総合的な学習の時間」での地域学習の実施
関係部署	学校教育課
目的・内容	小学校の総合的な学習の時間において、市内各地の自然や歴史、文化等について学び、ふるさと日光への誇りと愛着をはぐくみます。

No.013

事業名称	「日光みらい科」の実施
関係部署	学校教育課
目的・内容	中学校の総合的な学習の時間を「日光みらい科」として実施し、市内各地の自然や歴史、文化等について学び、ふるさと日光への誇りと愛着をはぐくみます。

No.014【再掲】

事業名称	生涯学習推進事業（日光学まつり・生涯学習フェスタ）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	「日光学」の学習成果を発表する場を設定します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
「日光学」関係講座数	3	9

2. 生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくり [基本目標2]

めまぐるしく変化を見せる現在の社会環境を考えると、これからを生きる人々は、一人ひとりがもつ個性や能力を十分に伸ばし、それを各個のライフステージに応じて十二分に發揮し、主体的に人生を切り拓いていくことのできる、自立した人格の形成が求められています。

そこで、「ライフステージに応じた学習機会の充実」や「多様な学習ニーズと現代的な課題に取組む学習活動の展開」に取組むことにより、生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくりを目指します。



(1) ライフステージに応じた学習機会の充実（基本施策3）

個々が、生涯にわたって学習を継続するに当たり、ライフステージごとに求められる学習内容や手法は変わってくるため、それぞれに応じた学習機会を提供します。

① 幼児期の学習支援

幼児期の子どもにとっては、親とのかかわりが非常に大切になります。そのため、親子ふれ合い事業を充実します。

No.015

事業名称	公民館教室・講座実施事業（親子ふれ合い事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）、
目的・内容	親と子どもがふれ合うことを目的とした事業を開催します。

② 少年期の学習支援

青少年期は、人格形成にとって大切な時期であるとともに、仲間意識が育ち、思いやり心や他者を尊重する心を培う時期もあります。そのため、青少年期の学習支援として、その興味関心に合わせた野外体験やふれあい体験などを充実します。

No.016

事業名称	青少年育成事業（自然体験学習）（親子科学体験学習）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	全市的な野外体験事業やふれ合い事業を開催します。

No.017

事業名称	公民館教室・講座実施事業（自然体験学習）（親子ふれ合い事業）（科学体験事業）（趣味・教養事業）など
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	野外体験事業やふれ合い事業を開催します。

No.018

事業名称	スポーツ少年団育成事業（本部事業）（単位団体育成事業）（各種大会）
関係部署	スポーツ振興課
目的・内容	スポーツを通じた青少年の健全育成を図ります。

③ 成人期の学習支援

人格が形成される成人期は、多くの人々や社会と関わりをもちながら、自己の実現を求めて学び続けていきます。その内容は興味関心を追求するものから、新しい知識や技術の習得を目指すものまで、多くのものが考えられます。そのため、多様なニーズに応えられる学習機会の提供に努めます。

No.019

事業名称	公民館教室・講座実施事業（趣味趣向事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	各地区に住んでいる人々の趣味趣向や地域の特性に対応した事業を開催します。

④ 高齢期の学習支援

高齢期は、これまで送ってきた人生を振り返りながら、これまで培ってきた経験を通して自己を生かし、地域の人々や社会と新たな関わりを形成していく人生の収穫期でもあります。そのため、高齢者の興味や関心、体力に合わせて、人々や社会と関われる学習事業を充実します。

No.020

事業名称	公民館教室・講座実施事業（高齢者大学）（趣味趣向事業）（スポーツ関係事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	高齢者が学習を通して仲間づくりを図るとともに、その経験・知識を社会に生かす事業を開催します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
公民館利用者数	144,195人	145,000人

(2) 多様な学習ニーズと現代的な課題に取組む学習活動の展開（基本施策4）

個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自ら解決できる自立した市民や、他者とつながりながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる市民の育成のための学習機会の提供に努めます。

① スポーツ活動の支援

市民一人ひとりが、生涯にわたって健康づくりやスポーツに親しみ、心身の健康の維持・増進や体力向上を図ることは、豊な人生を送る基本になります。

そのため、誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができる機会と健康の維持・増進に関する学習機会を提供します。

No.021

事業名称	スポーツ推進事業（スポーツ・レクリエーション事業）（競技別市民スポーツ大会）（スポーツ少年団単位団体育成事業）（日光杉並木マラソン大会）
関係部署	スポーツ振興課
目的・内容	参加者の健康増進、競技力向上、スポーツ人口増加等を目的とした事業を開催します。

No.022

事業名称	学校体育施設開放事業
関係部署	スポーツ振興課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	スポーツの振興、生涯学習活動の促進等の利用に役立てるとともに、地域コミュニティの形成の場として、学校教育に支障のない範囲で小中学校の体育施設を一般に開放します。

No.023

事業名称	健康増進事業（生活習慣病予防教育）（健康づくり大学校）
関係部署	健康課
目的・内容	個人のライフステージや健康状態に応じた心身の健康維持を目的とした事業を実施します。また、健康づくり大学校で、健康づくり推進員を育成し、地域に根ざした健康づくり活動を推進します。

② 芸術・文化活動の支援

一人ひとりの市民が生きる力を養い、人生を豊かに過ごしていくためには、生涯にわたり文化や芸術に親しむとともに、それを通じた学習を行っていくことも、心の豊かさをはぐくむうえでとても重要です。そのため、誰もが身近に多様な文化や芸術にふれる学習機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動を推進します。

No.024

事業名称	文化活動推進事業（日光フォトコンテスト）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市民が芸術文化に親しむ事業を開催します。併せて、市民の芸術文化活動の活性化を推進します。

No.025

事業名称	文化活動推進事業（邦楽スクールコンサート事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	小学生に対して、日本の伝統芸術に接する機会を提供する事業を開催します。

No.026

事業名称	文化公共施設活用事業（杉並木ギャラリー運営事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市民の文化活動を推進する事業を開設します。

No.027

事業名称	市指定文化財データベース公開事業（日光市指定文化財データベース）
関係部署	文化財課
目的・内容	市指定文化財について広く市民に周知する事業を開設します。

No.028

事業名称	民俗芸能・技術記録保存・活用事業（公開・教育普及活動）
関係部署	歴史民俗資料館
目的・内容	地域に受け継がれる民俗芸能や伝統技術を映像に記録し後世に残します。 また、それらを活用する事業を開設します。

No.029

事業名称	文化活動推進事業（小中学校芸術鑑賞教室）
関係部署	中央公民館、各教育行政事務所
目的・内容	市民の文化活動を推進する事業を展開します。

No.030 【再掲】

事業名称	資料収集・調査研究事業
関係部署	歴史民俗資料館
目的・内容	地域の歴史、民俗や文化等に関する資料の収集や調査研究を進めることにより、その成果を当市独自の「日光学」の構築に向けて情報提供します。

No.031

事業名称	公共文化施設整備事業（小杉放菴記念日光美術館運営事業）
関係部署	小杉放菴記念日光美術館
目的・内容	市民に、芸術を鑑賞する場と機会を提供するため、施設及び設備の充実を図ります。

No.032

事業名称	公共文化施設活用事業（展示事業）（教育普及事業）
関係部署	小杉放菴記念日光美術館
目的・内容	市民に、魅力ある展覧会や鑑賞教室、ワークショップなどの芸術文化の普及促進につながる事業を実施します。併せて、芸術をとおして、親と子がふれ合うことを目的とした事業を実施します。

③ 人権意識の向上

全ての市民が、人権問題を正しく理解し、自らの課題として捉え、理解を深めることは、心豊かな人生を歩んでいくうえで欠かせないことです。そのため、市民一人ひとりの人権意識を高める必要があります。そこで、学校教育・社会教育において、人権意識を高める学習機会や人権感覚をはぐくむ学習機会の提供と啓発活動を行います。

No.033

事業名称	人権教育推進事業（人権講演会）（人権尊重啓発ポスター募集）（人権尊重啓発標語募集）（盲導犬体験教室）など
関係部署	生涯学習課
目的・内容	人権意識を高め、人権感覚をはぐくむ教育的な事業を展開します。

No.034

事業名称	人権教育推進事業（赤間々会館事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	仲間とふれ合いを深め、心豊かな人間関係づくりを進めるとともに、いじめや差別を許さない心を養う事業を開催します。

No.035

事業名称	人権教育推進事業（研修会及び啓発紙作成）
関係部署	学校教育課
目的・内容	教職員、児童生徒、保護者の人権に対する意識を高める事業を開催します。

No.036

事業名称	人権啓発事業（人権の花運動）（DV・児童虐待防止講演会）（社明運動講演会）
関係部署	人権・男女共同参画課
目的・内容	人権意識を高める機会や人権感覚をはぐくむ啓発事業を開催します。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた相互理解の推進

男女が性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された社会。そして、男女が均等に政治的、経済的、社会的利益を享受することができ、共に責任を担うのが男女共同参画社会です。

このような男女共同参画社会を実現するために、男女の平等と相互理解や協力についての学習を充実することが求められています。そのため、男女が支えあい、心豊かな生活を送るための知恵を学ぶことが出来る学習機会を提供します。

No.037

事業名称	研修会実施事業（男女共同参画セミナー）（男女共同参画社会づくりフォーラム）（ワーク・ライフ・バランスセミナー）など
関係部署	人権・男女共同参画課
目的・内容	市民の男女共同参画社会づくりの意識を高める研修会を開催します。

No.038

事業名称	人材育成事業（県主催リーダー育成等事業の周知と派遣）（女性サポートセンター講座開催）
関係部署	人権・男女共同参画課
目的・内容	地域での男女共同参画づくりの推進役となる人材の育成事業を実施します。

⑤ グローバル化への対応、国際理解と協調の推進

近年あらゆる分野でグローバル化が進むことにより国際化が一層進展し、多様な国際交流が広がっています。また、世界遺産「日光の社寺」、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」などを有する当市は、日本の代表的な観光地として、数多くの海外からの観光客をお迎えしています。

このような状況を踏まえて、文化や生活様式の違いなど異なる文化を相互に理解し、尊重できる国際感覚の醸成を図る、国際理解の講座や学習機会を提供します。

No.039

事業名称	公民館教室・講座実施事業（英会話教室）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	市民の外国語能力を高める事業を開催します。

No.040

事業名称	国際感覚を身に着けた人材育成事業（国際理解講座、外国語講座）
関係部署	観光交流課
目的・内容	国際交流協会と連携し、国際理解や異文化理解を深めるための事業を開催します。

⑥ ICTリテラシーの向上

ICTの急速な普及にともない、情報化が進展しています。その情報化にともない大量の情報を読み取り、どのように受け止め、どのように活用するかについての情報処理能力（リテラシー）はこれから時代を生きていくために欠かせない能力になりつつあります。そのため、高度情報社会への対応についての学習機会や研修会を提供します。

No.041

事業名称	公民館教室・講座実施事業（パソコン教室）
関係部署	中央公民館（地区公民館）
目的・内容	パソコンの技能上達を目的とした事業を開催します。

No.042

事業名称	地域情報化の推進（地域情報化推進拠点事業）
関係部署	総合政策課
目的・内容	市民の情報ICTへの理解を深め、情報化社会に対応する事業を開催します。また、市民の情報リテラシーの向上を図ることを目的として、パソコン操作などの講習会を開催します。

⑦ 読書活動の普及

豊かな心の育成には、読書活動が欠かせません。そのため、市民一人ひとりが生涯にわたって本に親しみ、本に学ぶ学習機会を提供するとともに、ライフスタイルや世代に応じた読書方法の紹介や、「日光市読書の日」を契機とした市全体での読書活動の推進を行なうことにより読書に対する全市的な意識の醸成を図ります。

No.043

事業名称	「日光市読書の日」推進事業
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市全体の読書活動の活性化に向け定めた「日光市読書の日」が、一人ひとりが読書に親しむための契機となり、また、読書への意欲を喚起し、継続するための機会となるよう、市と市民が一丸となった新しい取組を推進します。

No.044

事業名称	読書活動推進事業（集会活動事業）（ブックスタート事業）（移動図書館）
関係部署	各図書館
目的・内容	乳幼児から小学生まで、本に親しむ機会の提供として、読み聞かせやお話会、図書館での団体貸出、小学校への移動図書館などを実施します。

No.045

事業名称	読書活動推進事業（集会活動事業）（企画展）（童話・児童文学セミナー）
関係部署	各図書館
目的・内容	青少年に対して、読書活動を推進する事業を展開します。また、市民の読書意欲を高める事業を開催します。

⑧ 環境意識の向上

環境に関わる様々な課題を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから取組むことにより、持続可能な社会を作る必要があります。そのため、環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図ります。

No.046

事業名称	ひかりの郷にっこう出前講座「日光市環境基本計画について」
関係部署	環境課
目的・内容	当市の環境基本計画について説明し、理解を促します。

No.047

事業名称	ひかりの郷にっこう出前講座「日光市再生可能エネルギーについて」
関係部署	環境課
目的・内容	再生可能エネルギーへの理解を深め、環境意識の向上を図ります。

No.048

事業名称	栃木県今市工業高等学校との相互連携協定に基づく再生可能エネルギー推進事業
関係部署	環境課
目的・内容	栃木県今市工業高等学校との相互連携協定に基づき、再生可能エネルギーを活用した事業を実施し、実体験型の環境学習を行います。

No.049

事業名称	ひかりの郷にっこう出前講座「日光市再生可能エネルギーについて」「今工製バッテリーカーに乗ろう！」「原子力発電の何が良い！？悪い！？」「今工式！発電体験隊！」
関係部署	環境課
目的・内容	栃木県今市工業高等学校との相互連携協定に基づき、市内の小学生を対象に、実体験型の講座を行い、環境各分野への理解を深め、環境意識の向上を図ります。

No.050

事業名称	日光出前講座「ごみの減量とリサイクル」「施設見学（ごみの行く先を知ろう）
関係部署	廃棄物対策課
目的・内容	ごみを減らすための3つのキーワード、3R（リデュース・リユース・リサイクル）についての理解を深めることで、環境意識の向上を図ります。

⑨ 青少年の健全育成

生涯にわたり主体的に学んでいく基本となる力を養うためには、青少年期における豊かな体験活動が必要です。また、携帯電話やインターネットの普及、性表現の自由化など社会が大きく変化し、青少年をめぐる諸問題が複雑化・深刻化しています。そのため、青少年の健全育成にむけた事業を提供します。

No.051

事業名称	青少年育成事業（成人式）
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	大人になったことを自覚し、社会の一員として責任意識の高揚を図る事業を開催します。

No.052

事業名称	青少年育成事業（青少年北海道体験研修事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	姉妹都市との交流を通して、青少年の視野の拡大を図る事業を開催します。

No.053

事業名称	青少年育成事業（少年指導委員街頭指導）（少年指導委員特別指導）（相談事業）（環境浄化活動）（調査活動）（啓発活動）（研修会の開催）
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所
目的・内容	青少年の健全育成を目的とした事業を展開します。

事054

事業名称	地域ぐるみの安全体制整備推進事業（スクールガード事業）
関係部署	学校教育課
目的・内容	各中学校区に配置されたスクールガードリーダーを中心に、子どもたちの登下校の安全を確保するための事業を実施します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
人権教育指導者研修会への受講者数 (延べ人数)	83人	580人

(3) 学習機会拡充のための生涯学習推進体制整備（基本施策5）

今日、人々の多様化・高度化したニーズに応えるため、行政はもとより、市民、関係機関等とさらに連携した生涯学習推進体制を整備します。また、市民の生涯学習の拠点としての関連施設の充実に努めます。

① 生涯学習ネットワークの構築と情報発信の充実

市民の学習機会を充実させるためには、生涯学習関係団体との連携や情報発信が必要です。そのため、市民・関係機関・行政の連携強化を目指し、市民と行政が共に連携して行う事業を実施します。また、生涯学習情報を市民に効果的に提供できるよう、生涯学習関係団体との連携を図った情報発信を行います。

No.055

事業名称	生涯学習啓発事業（生涯学習情報紙の発行）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	生涯学習に関する情報紙の発行と啓発・PR活動の推進に努めます。

No.056

事業名称	生涯学習啓発事業（公民館だよりの発行）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	公民館活動に関する情報紙の発行と啓発・PR活動の推進に努めます。

No.057

事業名称	公民館教室・講座実施事業（ひかりの郷にっこう出前講座）
関係部署	中央公民館
目的・内容	市民と行政が学びあえる事業を展開します。

No.058

事業名称	公民館教室・講座実施事業（地区体育祭）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	住民と公民館が一緒に企画・運営する事業を開催します。

No.059

事業名称	スポーツイベントの開催・協力（日光杯 全日本女子中学・高校アイスホッケー大会）（日光杉並木マラソン大会）（日光市駅伝競走大会）（日光ハイウェイマラソン大会）（日光いろは坂女子駅伝大会）
関係部署	スポーツ振興課
目的・内容	市民、関係機関等と一緒に企画・運営する事業の開催及び協力に努めます。

No.060

事業名称	生涯学習推進体制の整備（公民館サークル連絡会推進事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	受講者が活動を継続できるようサークル立ち上げの支援をしたり、現存するサークルを紹介したりします。

② 生涯学習関連施設の充実

市民の生涯学習の拠点を推進していくためには、その拠点となる施設の充実が重要です。そのため、社会状況等の変化に対応した施設の在り方を検討していくとともに、充実した内容の学習機会の提供に努めます。

No.061

事業名称	生涯学習推進体制の整備（地域学習圏会議の開催）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	公民館の充実、地域の活性化に向けた会議を開催します。

No.062【再掲】

事業名称	生涯学習推進体制の整備（公民館サークル連絡会推進事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	受講者が活動を継続できるようサークル立ち上げの支援をしたり、現存するサークルを紹介したりします。

No.063

事業名称	図書館情報提供事業
関係部署	各図書館
目的・内容	蔵書の充実を図るとともに、図書館利用者の照会に対して情報や文献を提供します。

No.064

事業名称	図書館における学習推進事業
関係部署	各図書館
目的・内容	一人ひとりの学習を支援するため、効果的な図書館や資料の閲覧及び貸出をとおした学習の拠点としての図書館サービスを提供します。

No.065 【再掲】

事業名称	(仮称) 日光文化創造館における社会教育事業(常設展示・企画展示)(講座、講演会)
関係部署	歴史民俗資料館
目的・内容	「日光学」の構築により、再発見・再認識された地域の歴史、民俗や文化等に関する地域資源について、展示や講座、講演会などの教育事業を通じて市民へ周知を図ります。

No.066 【再掲】

事業名称	公共文化施設活用事業(展示事業)(教育普及事業)
関係部署	小杉放菴記念日光美術館
目的・内容	市民に、魅力ある展覧会や鑑賞教室、ワークショップなどの芸術文化の普及促進につながる事業を実施します。併せて、芸術をとおして、親と子がふれ合うことを目的とした事業を実施します。

No.067

事業名称	市民活動支援センター運営事業
関係部署	地域振興課
目的・内容	市民活動支援センターを市民活動団体の活動拠点として位置づけ、機能の充実を図ることで、市民団体の自発的な活動を支援します。

□成果指標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)
生涯学習情報を提供する生涯学習市民団体数	67 団体	73 団体

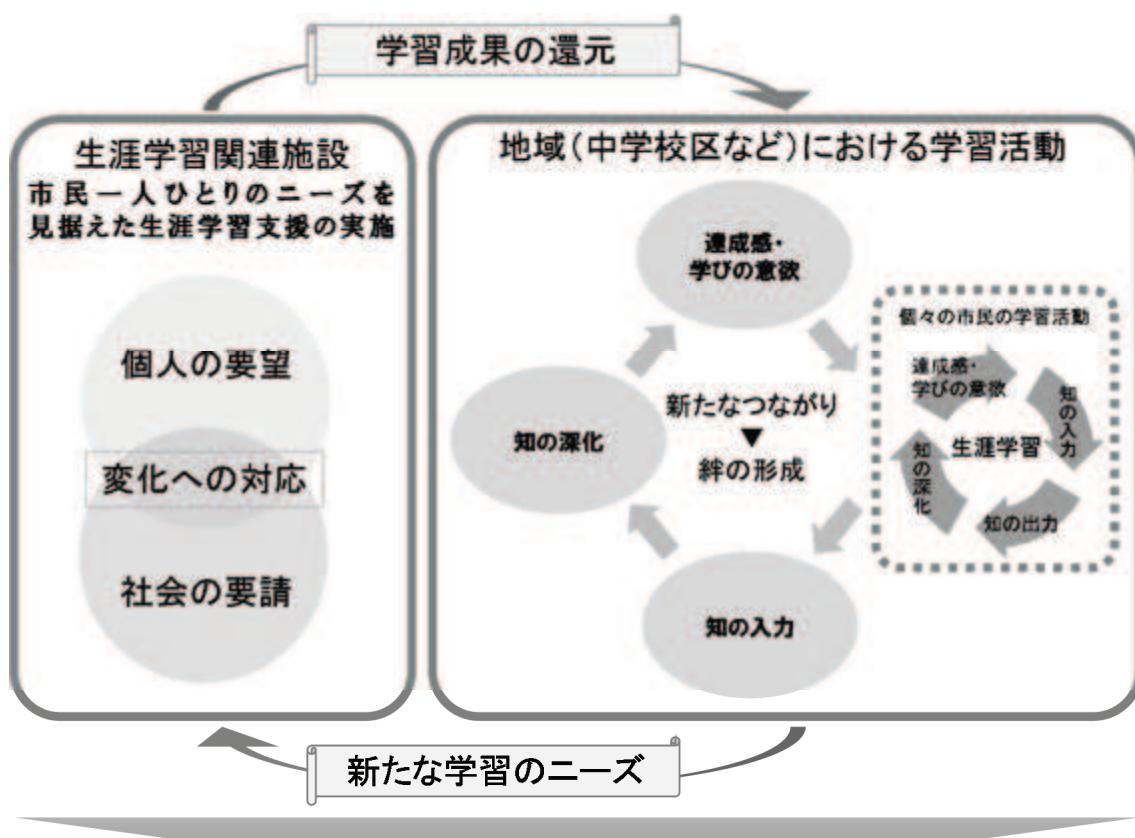
3. 学びの循環により絆をはぐくむ地域づくり [基本目標3]

少子高齢化と人口減少が進む中で、地域における人間関係の希薄化が進んでいるといわれています。

このような中、公民館等の生涯学習関連施設で学んだ人がその成果を地域に還元し、循環させることは、地域の人々の新たな学びや、学んだ人の達成感を生むとともに、地域の人々の間に新たなつながり=絆をはぐくむこととなります。さらに、その絆をより多くしていくことは、地域全体の持続的な教育力の向上につながり、心豊かに支え合える地域を形成していくこととなります。

そこで、「市民の力を生かした絆のある地域づくり」や「社会全体で子どもを育てる地域づくり」「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」「高齢者の生きがい・活躍の場づくり」に取り組むことにより、学びの循環により絆をはぐくむ地域づくりを目指します。

学びの循環により絆をはぐくむ地域づくりイメージ図



心豊かに支え合える地域

(1) 市民の力を生かした継のある地域づくり（基本施策 6）

市民アンケートの結果では、5割強の人が生涯学習を通じて身につけた知識や経験等を、自分のため以外に生かしたいと考えています。学んだ成果を生かし実践することにより、人がつながり、地域社会で市民が市民を育てる環境を整えます。

① 学習成果を地域社会に生かす活動の推進

学習成果を地域社会に生かすためには、学習成果を発表する機会の充実や、人と人との結びつけるコーディネーターの役割が重要です。そのため、地域内の生涯学習施設や学校などで、成果発表の場や市民ボランティアの受入体制を整えます。

No.068

事業名称	地域教育力活性化事業（日光市学校支援ボランティア活動推進事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。また、地域住民の学習成果を生かす場を広げるとともに、地域教育力の向上と地域の活性化を目指します。

No.069

事業名称	まちづくり活動支援事業（市民活動団体まちづくり活動事業補助金）（個性ある地域振興事業補助金）
関係部署	地域振興課
目的・内容	市民活動団体が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の一部を補助することで、市民活動の活性化を図ります。

No.070

事業名称	ボランティア・NPO理解促進事業
関係部署	地域振興課・社会福祉協議会
目的・内容	ボランティアやNPO活動に対する理解促進に向けた講座やボランティア・NPOと市との意見交換会を実施することにより、社会貢献活動の意識向上を図ります。

No.071

事業名称	ボランティア・市民活動フェスタへの助成
関係部署	地域振興課
目的・内容	市民活動団体が主体となって実施するボランティア・市民活動フェスタに対して補助金を交付し、団体間の連携強化や活動の活性化を図ります。

No.072【再掲】

事業名称	生涯学習推進事業（日光学まつり・生涯学習フェスタ）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市内において、地域づくりや生きがいづくりなどで活躍する団体・個人の活動を市全体に紹介する事業を開催します。

No.073

事業名称	文化活動推進事業（市民文化祭）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	市内で地域づくりや生きがいづくりなどで活躍する団体・個人の活動を市全体に紹介する事業を開催します。

No.074

事業名称	生涯学習推進事業（杉並木大学まつり）（公民館まつり）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	公民館で活動するサークルや団体、文化活動をしている個人や団体を紹介する事業を開催します。

No.075

事業名称	文化活動推進事業（市民文化祭）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	公民館で活動するサークルや団体、文化活動をしている個人や団体を紹介する事業を開催します。

② 地域づくりリーダーの育成

生涯学習による成果を地域社会に生かしていくことは、地域で新たな人間関係の構築が図られ、活気に満ちた地域の実現につながります。そのため、豊かな経験や知識・技能をもつ市民の方々が、地域においての学習の中心になり活躍できるよう指導者の養成や各種団体の支援を推進します。また、青少年期からリーダーとしての心構えや技能を育成する学習機会を提供します。

No.076 【再掲】

事業名称	一体感醸成事業（日光学・わがまちきらり発見隊）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	自ら日光の自然、文化、生活等を探求していこうとする人材の育成を目指す事業を開催します。

No.077

事業名称	家庭教育指導者の育成事業・家庭教育支援団体の活用促進事業（家庭教育リーダースキルアップ研修）
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	家庭教育支援の基盤となる市内の家庭教育支援団体や家庭教育学級のリーダー等の育成に努めます。

No.078

事業名称	青少年育成事業（青少年リーダー育成事業）
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	青少年活動の援助・指導、地域社会への奉仕協力、自らの向上を図る青少年リーダーの育成を目的とした事業を開催します。

No.079

事業名称	青少年育成事業（青少年北海道体験研修事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	姉妹都市等との交流を通して、青少年の視野の拡大を図る事業を開催します。

No.080

事業名称	公民館教室・講座実施事業（地域づくり市民講座）
関係部署	中央公民館
目的・内容	地域の活性化や地域課題に取組む人材を育成する事業を開催します。

No.081

事業名称	地域づくり人材養成支援事業
関係部署	地域振興課
目的・内容	地域におけるコミュニティやボランティア活動などで、リーダーとなれる人材の発掘や育成のためのセミナーを実施するとともに、さまざまな地域づくりの担い手不足を解消し、活動の活性化を図ります。

No.082【再掲】

事業名称	地域教育力活性化事業（日光市学校支援ボランティア活動推進事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。また、地域住民の学習成果を生かす場を広げるとともに、地域教育力の向上と地域の活性化を目指します。

③ 地域づくり拠点としての公民館の充実

糾のある地域づくりを推進するために、身近な学習施設である公民館の機能充実に努め、人づくり・地域づくりの拠点としての環境づくりが必要です。そのため、地域課題解決のための講座を実施するとともに、公民館で活動するサークル等への支援を行います。

No.083【再掲】

事業名称	生涯学習推進体制の整備（公民館サークル連絡会推進事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	受講者が活動を継続できるようサークル立ち上げの支援をしたり、現存するサークルを紹介したりします。

No.084

事業名称	生涯学習推進体制の整備（地域学習圏会議の開催）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	公民館の充実、地域の活性化に向けた会議を開催します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
地域リーダー養成研修・講座修了者数	196 人	226 人

(2) 社会全体で子どもを育てる地域づくり（基本施策7）

地域住民が積極的に参画して子ども達の学びを支援し、社会全体で子ども達をはぐくむことができるようになるためには、学校と地域が連携・協力する体制づくりが重要なことから、地域の大人がつながり、学習成果を子どもたちに伝える機会を提供します。

① 家庭・学校・地域の連携強化

子どもの健全な成長のためには、地域社会・家庭・学校が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚しながら、連携・協力していくことが重要です。そのため、保護者・教職員・地域の大人が力を合わせ、地域の子どもの健全育成や安全・安心の確保に関わり、地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくります。

No.085【再掲】

事業名称	地域教育力活性化事業（日光市学校支援ボランティア活動推進事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。また、地域住民の学習成果を生かす場を広げるとともに、地域教育力の向上と地域の活性化を目指します。

No.086

事業名称	青少年育成団体支援事業（日光市PTA支援事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	子どもの健全成長を推進するため、PTAの活動支援を行います。

No.087

事業名称	小中一貫教育推進事業（特色ある学校づくり事業）
関係部署	学校教育課
目的・内容	学校規模や地域の特性に応じた教育活動を継続して行う学校づくりを進めます。

No.088

事業名称	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ運営事業）
関係部署	子育て支援課
目的・内容	就労などにより、放課後に保護者がいない家庭の小学生を受け入れる放課後児童クラブを設置し、遊びや生活の指導を行います。

No.089

事業名称	放課後子ども教室推進事業
関係部署	子育て支援課
目的・内容	余裕教室等を活用した、放課後子ども教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。

② 子どもの健全育成に関わる地域団体への活動支援

子どもの健全な成長のためには、地域社会の良さを地域の大人が子どもたちに伝えることが大切です。そのため、地域団体への活動支援を行います。

No.090 【再掲】

事業名称	青少年育成団体支援事業（日光市PTA支援事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	子どもの健全成長を推進するため、PTAの活動支援を行います。

No.091

事業名称	青少年育成団体支援事業（子ども会支援事業）
関係部署	生涯学習課、中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	支部子ども会、単位子ども会の活動支援を行います。

No.092

事業名称	スポーツ団体育成・支援事業（各団体への支援）
関係部署	スポーツ振興課
目的・内容	各団体と連携を図るとともに活動への支援を行います。また、指導者の養成及び資質の向上を図ります。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
地域教育協議会数	15 箇所	41 箇所

(3) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（基本施策8）

少子高齢化、核家族化の進行、価値観の多様化、地縁的なつながりの希薄化、経済的理由等を背景として、充実した家庭教育を行うことが困難な社会になっていることが指摘されていることから、支援のネットワークを広げ、家庭教育の支援の取組を地域コミュニティの連携・協力の中で充実します。

① 地域の家庭教育支援団体や学校等と連携した学習機会の充実

家庭環境の多様化や地域社会が大きく変化し家庭教育を行うことが困難となっております。そのため、全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、地域の家庭教育支援団体や学校等と連携し、保護者の学びを支援するきめ細かな事業を提供します。

No.093

事業名称	家庭教育支援関係講座・講演会の開催事業（家庭教育学級支援事業）（就学児童保護者講演会講師派遣事業）（家庭教育講演会）など
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	保護者の子育てに対する不安や悩みの解消や、子どもを健やかに育てられるように、家庭の教育力を向上させる事業を開催します。

No. 094

事業名称	家庭教育情報啓発事業（家庭教育リーフレット）（子育てあるある川柳）（親子でアイデア！食育かんたんレシピ募集事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	保護者に対して、家庭教育の重要性や家庭教育支援事業についての情報や啓発活動を行います。

② 家庭教育を支援する人材・団体の育成

保護者が孤立することなく家庭教育を行なって行くためには、身近な繋がりの中で家庭教育を支援することが重要です。そのため、地域で家庭教育を支援する人材が集い、学びあえるような環境を整えることにより、家庭教育を支援する人材や団体を育成します。

No.095 【再掲】

事業名称	家庭教育指導者の育成事業・家庭教育支援団体の活用促進事業（家庭教育リーダースキルアップ研修）など
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	家庭教育支援の基盤となる市内の家庭教育支援団体や家庭教育学級のリーダー等の育成に努め、家庭教育団体を活用した家庭教育支援事業を実施します。

③ 子ども・子育て支援

子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人は少なくありません。そのため、子育てに対する不安や、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てが出来る環境づくりのための支援や、子育てを地域社会で支援する事業を提供します。また、経済的理由により教育格差が生じることがないような対応も今後必要です。

No.096 【再掲】

事業名称	家庭教育関係講座・講演会の開催（家庭教育学級支援事業）（家庭教育講演会）（乳幼児保護者講演会講師派遣事業）
関係部署	生涯学習課、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	未就学の子どもを育てる保護者の子育てに対する不安や悩みの解消や、子どもを健やかに育てられるように、家庭の教育力を向上させる事業を開催します。

No.097

事業名称	地域子育て支援センター推進事業（ママのミニ学習会）（子育て相談事業）（つどいの広場事業）（子育てサロン事業）
関係部署	子育て支援課
目的・内容	保護者同士が交流しながら、育児不安や悩みについての相談を受けたり、地域の保育資源の情報を提供したりするなど、地域全体で子育てを支援する事業を開催します。

No.098

事業名称	情報伝達支援体制の整備（幼保小連携推進事業）
関係部署	学校教育課
目的・内容	幼稚園・保育園から小学校への入学を円滑に行うために、幼稚園、保育園、小学校との連携を目的とした事業を開催します。

No.099

事業名称	奨学資金貸付制度事業
関係部署	学校教育課
目的・内容	経済的な理由で高校や大学などへの修学が困難な家庭の生徒に対し、奨学生としての入学一時金や修学時期の貸付を実施します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
家庭教育支援団体を活用した講座数	17 回	28 回

(4) 高齢者の生きがい・活躍の場づくり（基本施策9）

高齢者がもつ知識や技術は、地域社会にとって大きな財産であることから、高齢者の学習機会の充実に力を入れるとともに、学習した成果を地域内の多くの人の前で発表する機会を提供します。

① 高齢者の学習機会の提供

高齢者人口の割合が増加し、「高齢化」が地域課題の一つとなっています。高齢者が、生涯にわたって健康で社会とかかわり、楽しく生き生きと暮らせる環境を整備する必要があります。そのため、高齢社会に対応する学習機会を提供します。

No.100

事業名称	公民館教室・講座実施事業（高齢者大学）（趣味趣向事業）（スポーツ関係事業）
関係部署	中央公民館（地区公民館）、各教育行政事務所（地区公民館）
目的・内容	高齢者が学習を通して仲間づくりを図るとともに、その経験・知識を社会に生かす事業を開催します。

No.101

事業名称	在宅介護オアシス支援事業（在宅介護オアシス支援事業）
関係部署	高齢福祉課
目的・内容	高齢者等に日常的な集いの場を提供し、孤独感の解消や生きがいの増進を図ります。

No.102

事業名称	介護予防事業（一般介護予防事業）
関係部署	高齢福祉課
目的・内容	高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと元気に暮らすことができるよう、介護予防の普及啓発や地域の活動への支援を行います。

② 高齢者が地域社会で活躍する環境整備

高齢者は長い人生の経験を経て今日に至っていますが、豊富な経験を有する高齢者が培ってきた知識やノウハウは貴重なものであり、地域社会にとって大きな財産というべきもののです。そのため、このような貴重な経験を有する元気な高齢者が積極的に活躍できる場の整備に努めます。

No.103 【再掲】

事業名称	地域教育力活性化事業（日光市学校支援ボランティア活動推進事業）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。また、地域住民の学習成果を生かす場を広げるとともに、地域教育力の向上と地域の活性化を目指します。

No.104 【再掲】

事業名称	生涯学習推進事業（日光学まつり・生涯学習フェスタ）
関係部署	生涯学習課
目的・内容	「日光学」の学習成果を発表する場を設定します。

No.105

事業名称	老人クラブ等活動事業（老人クラブ等活動事業）
関係部署	高齢福祉課
目的・内容	お互いの親睦を深め、地域社会と交流を図る老人クラブの活動を助成します。

□成果指標

項目	現状値（H26）	目標値（H32）
高齢者大学（杉並木大学校延卒業生数）	1,222人	1,450人

4. 計画の推進体制

生涯学習計画を推進するためには、教育部門だけではなく、福祉、保健、医療、子ども、環境、地域振興、産業振興など、さまざまな分野の計画・事業実施所管部署と連携し、学習啓発、市民協働の取組を行っていく必要があります。

庁内においては、「生涯学習推進本部」を設置し、全庁的な体制のもとにプランを推進し、本市における生涯学習基本構想に掲げる基本理念の実現を目指します。

また、市民委員で構成する「生涯学習推進協議会」を開催し、市民感覚を反映した生涯学習の振興に関する施策の審議、生涯学習に関する施策及び事業の検証を行います。



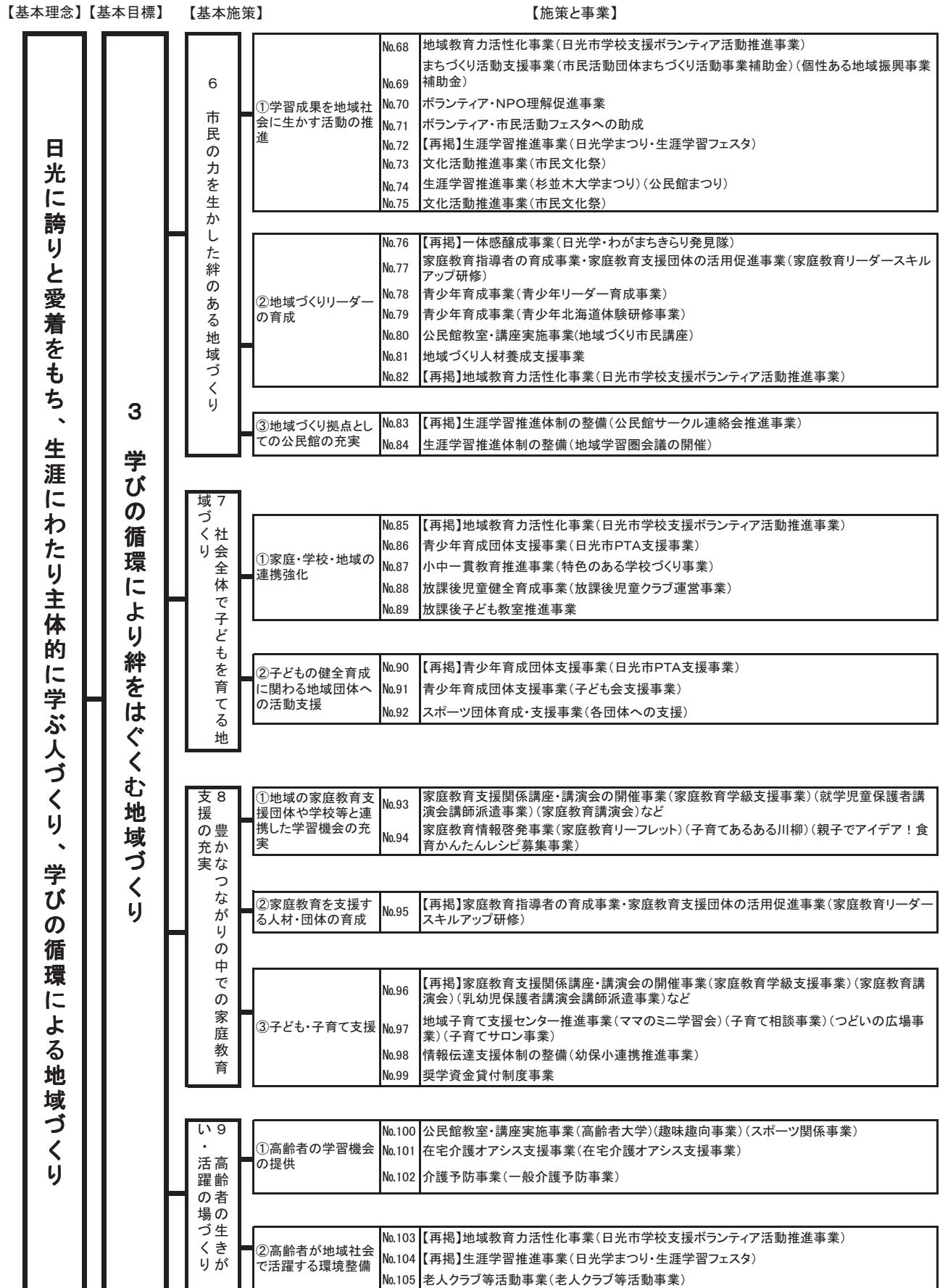
【第2期日光市生涯学習推進計画(基本構想・基本計画)体系図②】

【基本理念】【基本目標】 【基本施策】

【施策と事業】

日光に誇りと愛着をもち、生涯にわたり主体的に学ぶ人づくり、学びの循環による地域づくり	2 生涯にわたり主体的に学び自己を高める人づくり	充に3 実応じラたイ学習フス機会のジ	4 多様な学習ニーズと現代的な課題に取組む学習活動の展開	①幼児期の学習支援	No.15 公民館教室・講座実施事業(親子ふれ合い事業)
				②少年期の学習支援	No.16 青少年育成事業(自然体験学習)(親子科学体験学習) No.17 公民館教室・講座実施事業(自然体験学習)(親子ふれ合い事業)(科学体験事業)(趣味・教養事業)など No.18 スポーツ少年団育成事業(本部事業)(単位団体育成事業)(各種大会)
				③成人期の学習支援	No.19 公民館・講座実施事業(趣味趣向事業)
				④高齢期の学習支援	No.20 公民館・講座実施事業(高齢者大学)(趣味趣向事業)(スポーツ関係事業)
				①スポーツ活動支援	No.21 スポーツ推進事業(スポーツ・レクリエーション事業)(競技別市民スポーツ大会)(スポーツ少年団単位団体育成事業)(日光並木マラソン大会) No.22 学校体育施設開放事業 No.23 健康増進事業(生活習慣病予防教育)(健康づくり大規模)
				②芸術・文化活動の支援	No.24 文化活動推進事業(日光フォトコンテスト) No.25 文化活動推進事業(邦楽スクールコンサート事業) No.26 文化公共施設活用事業(杉並木ギャラリー運営事業) No.27 市指定文化財データベース公開事業(日光市指定文化財データベース) No.28 民俗芸能・技術記録保存・活用事業(公開・教育普及活動) No.29 文化活動推進事業(小中学校芸術鑑賞教室) 【再掲】資料収集・調査研究事業 No.30 公共文化施設整備事業(小杉法菴記念日光美術館運営事業) No.31 公共文化施設活用事業(展示事業)(教育普及事業) No.32
				③人権意識の向上	No.33 人権教育推進事業(人権講演会)(人権尊重啓発ボスター募集)(人権尊重啓発標語募集)(盲導犬体験教室)など No.34 人権教育推進事業(赤間々会館事業) No.35 人権教育推進事業(研修会及び啓発紙作成) No.36 人権啓発事業(人権の花運動)(DV・児童虐待防止講演会)(社明運動講演会)
				④男女共同参画社会の実現に向けた相互理解の推進	No.37 研修会実施事業(男女共同参画セミナー)(男女共同参画社会づくりフォーラム)(ワーク・ライフ・バランスセミナー)など No.38 人材育成事業(県主催リーダー育成等事業の周知と派遣)(女性サポートセンター講座開催)
				⑤グローバル化への対応、国際理解と協調の推進	No.39 公民館教室・講座実施事業(英会話教室) No.40 国際感覚を身に着けた人材育成事業(国際理解講座、外国語講座)
				⑥ICTリテラシーの向上	No.41 公民館教室・講座実施事業(パソコン教室) No.42 地域情報化の推進(地域情報化推進拠点事業)
				⑦読書活動の普及	No.43 「日光市読書の日」推進事業 No.44 読書活動推進事業(集会活動事業)(ブックスタート事業)(移動図書館) No.45 読書活動推進事業(集会活動事業)(企画展)(童話・児童文学セミナー)
				⑧環境意識の向上	No.46 ひかりの郷にっこ出前講座「日光市環境基本計画について」 No.47 ひかりの郷にっこ出前講座「日光市再生可能エネルギーについて」 No.48 栃木県今市工業高等学校との相互連携協定に基づく再生可能エネルギー推進事業 No.49 ひかりの郷にっこ出前講座「日光市再生可能エネルギーについて」「今工製バッテリーカーに乗ろう!」「原子力発電の何が良い?悪い?」「今工式!発電体験隊!」 No.50 日光出前講座「ごみの減量とリサイクル」「施設見学(ごみの行く先を知ろう)」
				⑨青少年の健全育成	No.51 青少年育成事業(成人式) No.52 青少年育成事業(青少年北海道体験研修事業) No.53 青少年育成事業(少年指導委員街頭指導)(少年指導委員特別指導)(相談事業)(環境浄化活動)(調査活動)(啓発活動)(研修会の開催) No.54 地域ぐるみの安全体制整備推進事業(スクールガード事業)
				習5 推進学習体制機会備添充のための生涯学	No.55 生涯学習啓発事業(生涯学習情報紙の発行) No.56 生涯学習啓発事業(公民館だよりの発行) No.57 公民館教室・講座実施事業(ひかりの郷にっこ出前講座) No.58 公民館教室・講座実施事業(地区体育祭) No.59 スポーツイベントの開催・協会(日光杯全国日本女子中学・高校アイスホッケー大会)(日光並木マラソン大会)(日光市駅伝競走大会)(日光ハイウェイマラソン大会)(日光いろは坂女子駅伝大会) No.60 生涯学習推進体制の整備(公民館サークル連絡会推進事業)
				①生涯学習ネットワークの構築と情報発信の充実	No.61 生涯学習推進体制の整備(地域学習会議の開催) No.62 【再掲】生涯学習推進体制の整備(公民館サークル連絡会推進事業) No.63 図書館情報提供事業 No.64 図書館における学習推進事業 No.65 【再掲】(仮称)日光文化創造館における社会教育事業(常設展示・企画展示)(講座・講演会) 【再掲】公共文化施設活用事業(展示事業)(教育普及事業) No.66 市民活動支援センター運営事業 No.67
				②生涯学習関連施設の充実	

【第2期日光市生涯学習推進計画(基本構想・基本計画)体系図③】



— 奥付 —

第3期

日光市読書活動推進計画 (素案)

平成●●年●月

日光市・日光市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 計画の趣旨	2
2 第2期日光市読書活動推進計画の成果と課題	3
3 第3期日光市読書活動推進計画の目標	8
第2章 第3期日光市読書活動推進計画推進の方策	9
1 あらゆる世代の市民が様々な方法で自由に読書に親しめる環境をつくるための推進策	9
2 全ての市民が読書習慣を身につけ学ぶ力を養うための推進策	16
3 市民全体の読書活動が活発化し、読書時間の増大を図るための推進策	21
第3章 ライフステージごとの推進策	24
第4章 「日光市読書の日」の設定と推進	26
第5章 計画の着実な推進のために	28
資料編	29

第3期日光市読書活動推進計画

はじめに

読書活動は、私たち一人ひとりが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

日光市では、豊かなこころと文化を育む施策の一つとして、平成20年3月に「日光市読書活動推進計画」を策定して以降、平成24年3月には第2期計画を策定し、家庭、地域、学校、図書館を通じた読書活動の推進を目指して、様々な取り組みを推進してまいりました。

これまで、保育園、幼稚園や読書ボランティアによる読み聞かせ、ブックスタート事業、学校や放課後児童クラブでの読書活動の推進など、子どもを対象とした事業を中心に実施しており、一定の成果をあげています。

一方で、平成26年度に実施した市内の16歳以上を対象とした「生涯学習に関する市民アンケート」の結果では、年齢が高い世代の読書離れが明らかとなってきております。

このたび、平成28年3月に第2期日光市読書活動推進計画の期間が終了することから、第1期、第2期計画の成果と課題を踏まえ、これまで実施してきた推進策を継続するとともに、新たな取組みや連携体制の整備充実を図るなど、ライフステージに応じたすべての世代を対象に、読書活動をより一層推進する指針として、この計画を策定します。

平成●●年●月

日光市・日光市教育委員会

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

○読書の意義

次のようなことから、読書は人生をより深く生きる力を身に付けていく上でなくてはならない大切な活動です。

- ・読書を通じて多くの言葉を知ることは、自分の思いをより確かにし、正しく伝えることにつながります。
- ・読書は知識や情報を獲得する手段であり、それによって論理的に物事を考えることが出来るようになります。
- ・読書によって、一人の人生では体験できない出来事や、会うことができない人の考えを知ることができます。

○国・県の主な推進状況

子どもの読書活動に特化したものではありますが、国・県においても、次のような推進を行っています。

〔国の状況〕

- ・平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行
- ・平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定
- ・平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が成立
- ・平成20年3月に「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定
- ・平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正
- ・平成25年5月に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定
- ・平成26年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律案」を公布・施行

〔県の状況〕

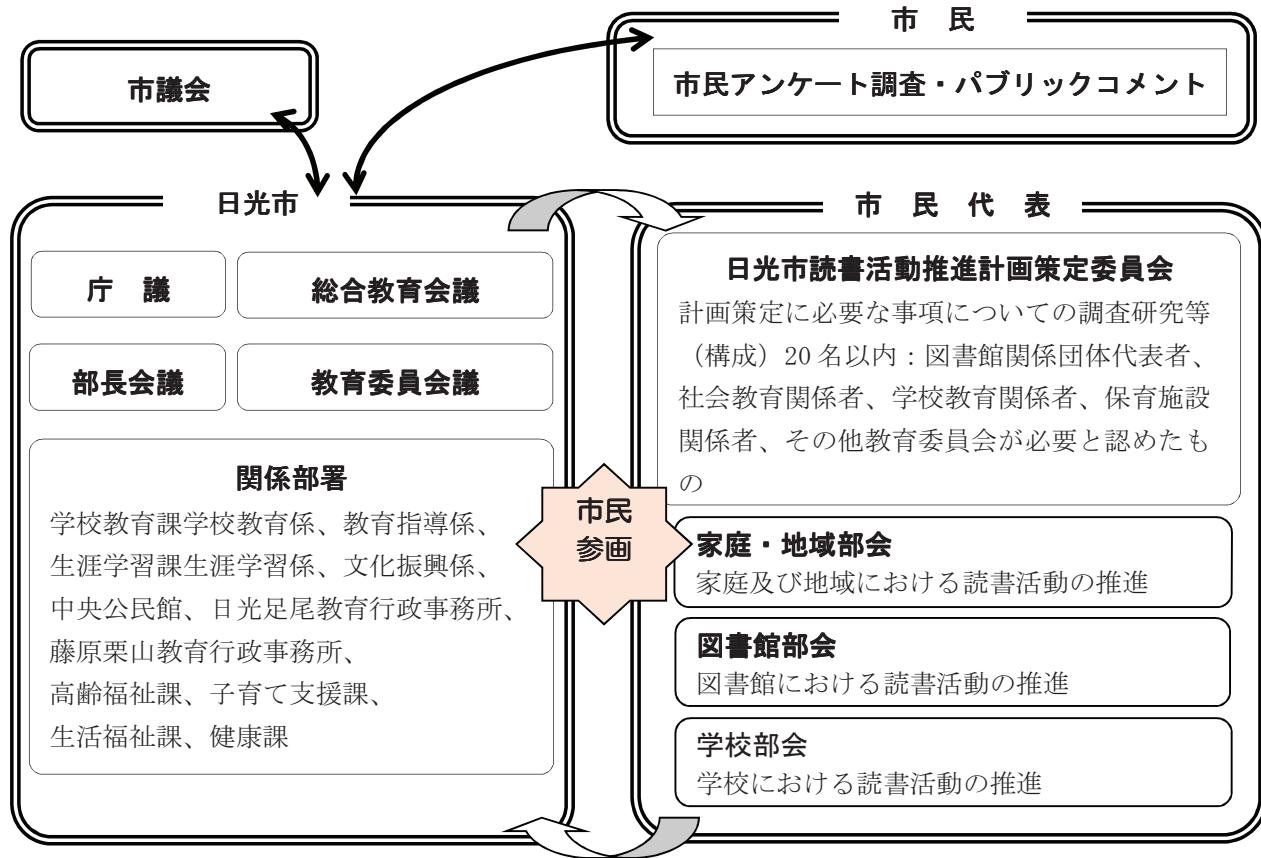
- ・平成16年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定
- ・平成21年3月に「栃木県子どもの読書活動推進計画（第2期）」を策定
- ・平成26年3月に「栃木県子どもの読書活動推進計画（第3期）」を策定

○計画の目的

日光市では上位計画である「第2次日光市総合計画」及び「第2期日光市生涯学習推進基本構想」、「第2期日光市生涯学習推進前期基本計画」に位置づけられた読書活動推進の基本方向を示すとともに、関連する施策を効果的に実施するため、「第3期日光市読書活動推進計画」を策定し、次のことを目的とします。

目的 「全ての市民が、読書活動を通じて成長し、心豊かな人生を実現する」

○策定体制



○計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

2 第2期日光市読書活動推進計画の成果と課題

第3期日光市読書活動推進計画の策定にあたり、第2期計画でのそれぞれの目標に対する成果と課題をまとめました。

<目標1 日光市民の読書への関心を高め、読書時間の増大を図る>

①実施した推進策及び成果

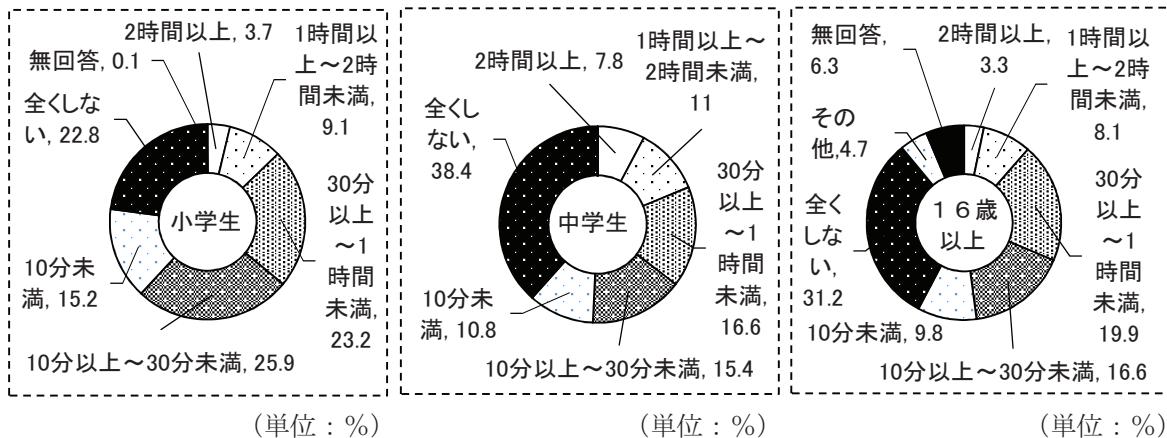
具体的な施策名	主な実施事業の内容（成果）
家庭地域における取り組み	・家庭教育関係講座をとおしての読書の周知事業
図書館における取り組み	・広報紙や図書館だよりによる周知事業
学校・就学前施設における取り組み	・(学校) 年間読書目標の設定や「読書カード（※）」の活用による読書量増の工夫 ・(学校) 工夫と夢のある学校図書館空間づくり ・(就学前施設) 読み聞かせや読書の必要性についての周知事業

※ 読書カード：読んだ本のタイトルや感想などを書き込む記録の様式。

②アンケート結果

市民全体の読書時間については次のような傾向があります。「家や図書館で普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、本を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）」という質問に対して、1日当たり『30分以上本を読んでいる』人は、小学生が36%、中学生が35.4%、16歳以上で31.3%となっています。全く読まない人は、小学生が22.8%、中学生が38.4%、16歳以上が31.2%となっています。

「家や図書館で普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、本を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）」



出典：「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」(※ 1)

「平成 27 年 3 月 生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」(※ 2)

③課題

- (家庭・地域) アンケートの結果から、年齢が中学生以上の読書離れが進んでいると考えられ、読書への関心を高める必要があります。
- (図書館) 利用者数・貸出数が一時増加したものの減少傾向となり、読書への関心を高め利用者数・貸出数を増やす取り組みが必要です。
- (学校) これまで行ってきた本棚の設置など魅力ある空間づくりを継続していくことが必要です。

※ 1 「全国学力・学習状況調査」：文部科学省が毎年行う日本全国の小学6年生・中学3年生の全児童生徒を対象とした調査。

※ 2 「生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」：日光市生涯学習課が平成27年1月から2月にかけて実施した、市内在住の16歳以上の男女2,000人を対象とした調査。

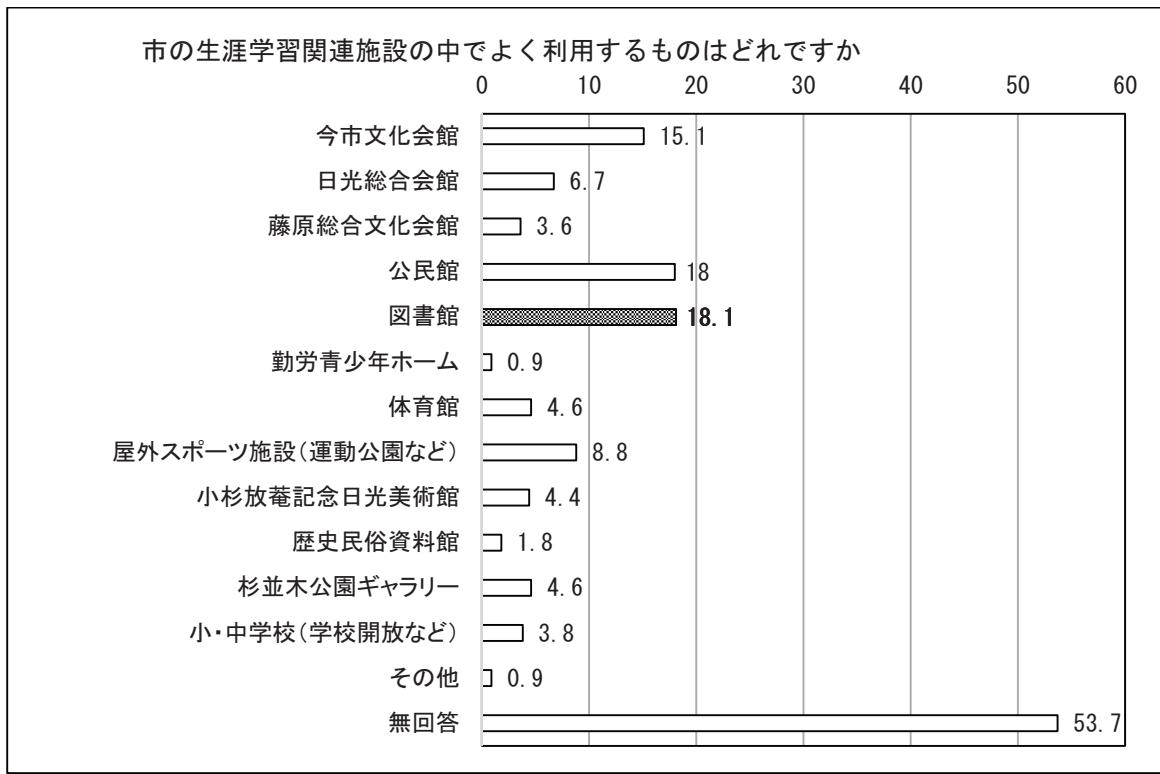
<目標2 子どもに読書習慣をつけるため、本に親しむきっかけづくりに取り組む>

①実施した推進策及び成果

具体的な施策名	主な実施事業の内容（成果）
家庭・地域における取り組み	・（地域）公民館などの公共施設でのブックコーナー設置事業
図書館における取り組み	・ブックスタート（※）事業 ・おはなし会や工作会など楽しめるイベントの実施 ・興味関心を高める本の紹介や季節にあった企画展やコーナーなどの設置 ・ボランティア活動の充実のための会員増加と団体育成に対する支援
学校・就学前施設における取り組み	・教職員や保育士の資質向上に向けた研修などの実施 ・（学校）読書指導時間の確保と、読書習慣の定着に向けた読書活動の実施 ・（就学前施設）乳幼児が興味をもつ絵本コーナーなどの充実

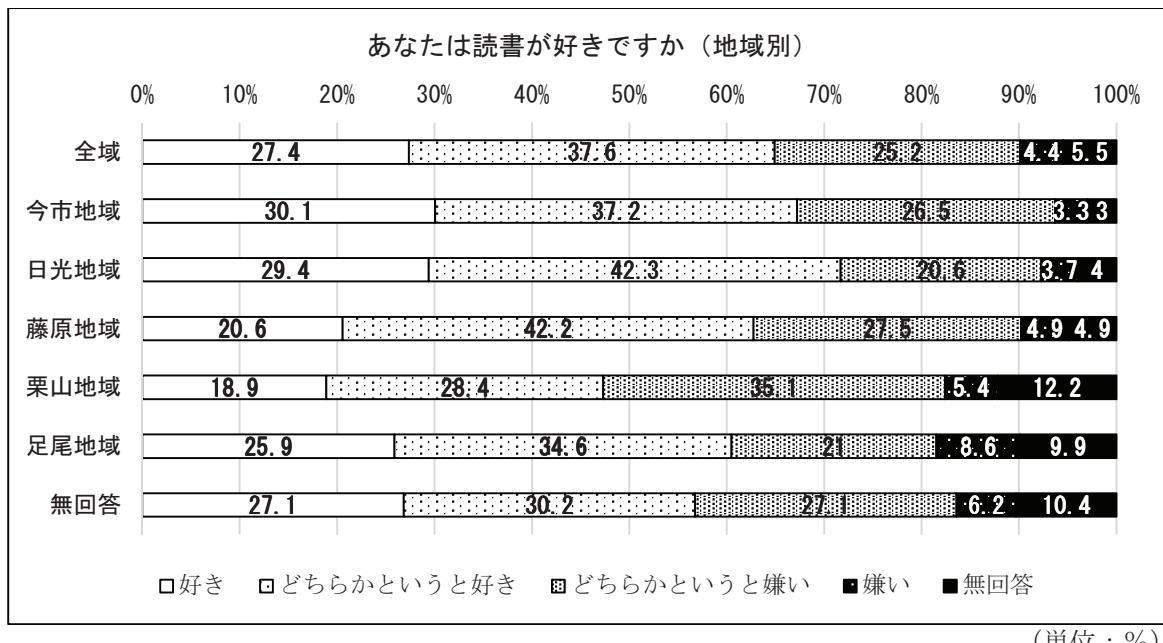
②アンケート結果

施設の配置と読書の好き嫌いについては次のような傾向があります。図書館は最もよく利用する施設である一方、図書館施設がない栗山地域では約4割が「読書が嫌い」であるという結果でした。



出典「平成27年3月 生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」

※ ブックスタート：司書・保健師・地域のボランティア等が連携・協力して乳幼児への読み聞かせの方法や子育て支援のメッセージなどを説明し、保護者に絵本等を手渡す活動。



出典「平成27年3月 生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」

③課題

- (地域) 図書館施設が近隣にない地域をはじめ、全ての地域で本に親しむきっかけをつくる取り組みを行う必要があります。
- (図書館) 図書館の読み聞かせボランティア（※1）が減少しており、ボランティアの育成と支援を継続する必要があります。
- (図書館) 図書館における各種イベントへの参加者が低迷しており、興味関心が持てる企画の実施が求められています。

＜目標3 家庭・地域・図書館・学校が連携し、気軽に本を手にでき自由に楽しめる環境をつくる＞

①実施した推進策及び成果

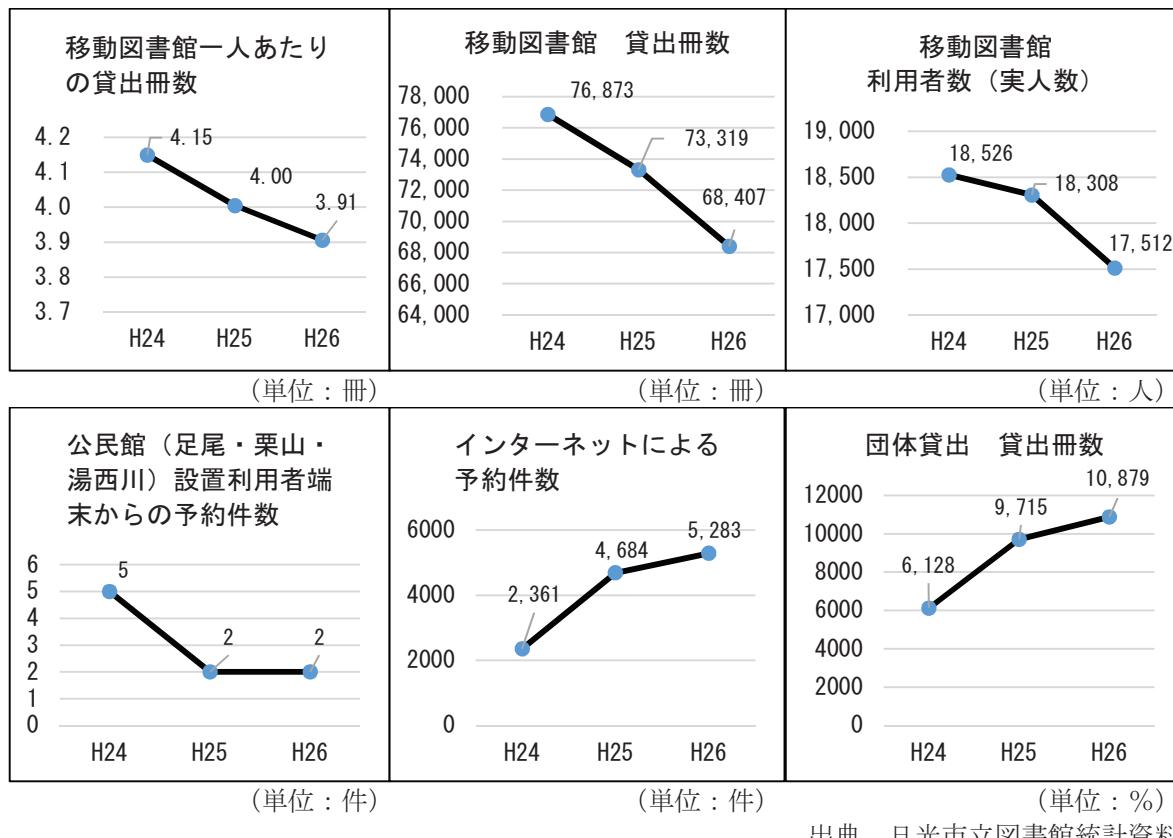
具体的な施策名	主な実施事業の内容（成果）
家庭・地域と図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルへの情報提供や、子育てサークルイベントへの読み聞かせボランティアの参加 ・公民館への図書館情報提供と周知活動 ・社会福祉協議会や福祉ボランティアとの連携による読書活動への支援
図書館と学校	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館事業や団体貸出事業 ・職場体験や社会科見学等による図書館の理解促進 ・図書館職員による学校図書館への情報の提供と本の整備に関するアドバイスの実施
家庭・地域と学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア（※2）による学校図書館の美化などの活動提供 ・学校支援ボランティアの育成と活動に対する支援 ・家庭で読書に親しむための情報の提供

※1 読み聞かせボランティア：主に図書館や学校等において、乳幼児や児童に絵本や児童書の読み聞かせ活動をしている方々。

※2 学校支援ボランティア：学校の依頼に応じて、授業の補助や、教育環境整備等の支援を行う方々。

②統計結果

移動図書館は児童数の減少に伴い、貸出冊数及び貸出人件数が減少しています。公民館での図書館資料検索用利用者端末（以下、「利用者端末（※）」）の利用が低迷しています。反面、インターネットによる予約件数及び団体貸出については、貸出冊数が増加しています。



③課題

- 移動図書館事業を継続し、ニーズの把握などによる図書の充実が求められています。
- 学校支援ボランティアへの協力をを行い、活動への支援を継続する必要があります。
- 図書館から離れた地域において、公民館設置の利用者端末の利用方法やインターネットを通じた利用についての周知の強化が必要です。

※ 利用者端末：図書館資料の検索ができるパソコン。

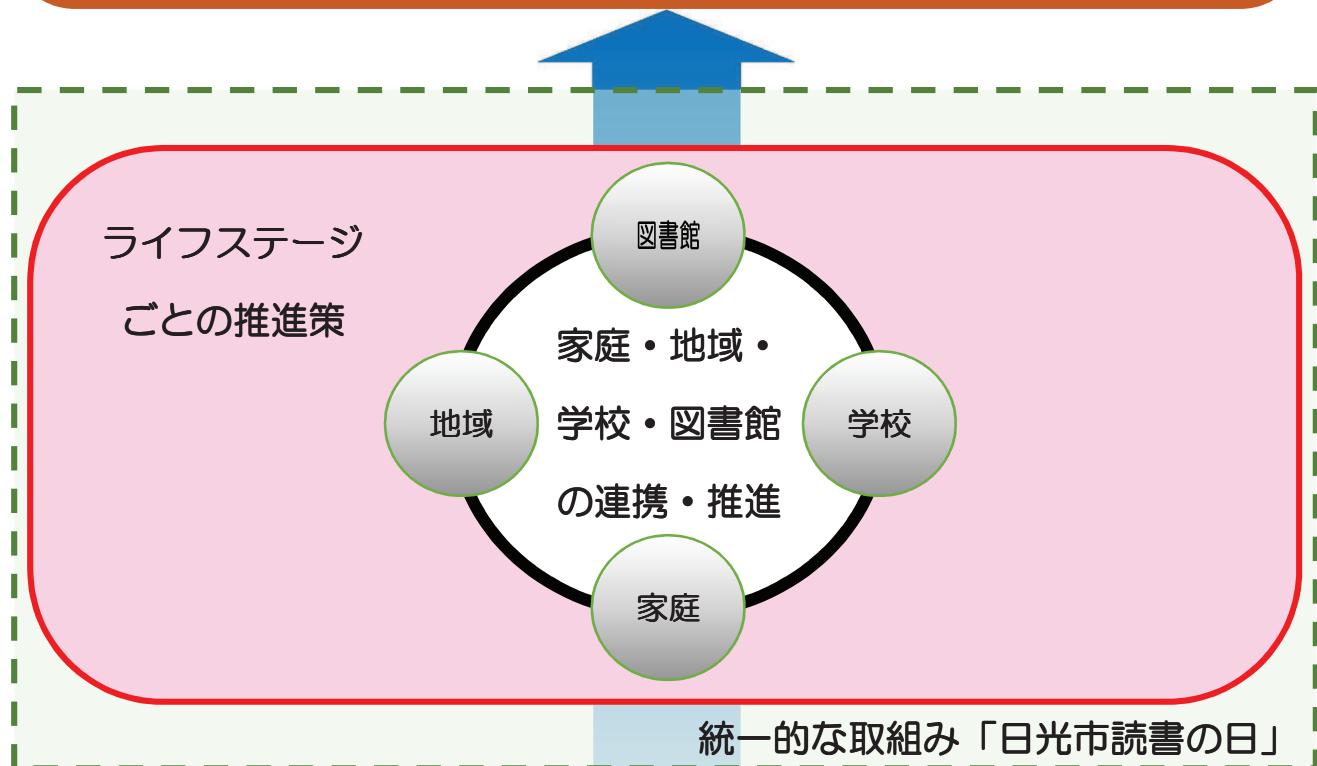
3 第3期日光市読書活動推進計画の目標

第2期計画の成果と課題を受け、次の3つを計画推進の目標とし、その実現を目指し、一層の推進を行ないます。

- 1 あらゆる世代の市民が様々な方法で自由に読書に親しめる環境をつくる
- 2 全ての市民が読書習慣を身につけ学ぶ力を養う
- 3 市民全体の読書活動が活発化し読書時間の増大を図る

[読書活動の推進に向けたイメージ]

読書活動を通じて成長し、心豊かな人生を実現する



3つの基本目標

- ①読書環境の整備 ②読書の習慣化・学ぶ力につける ③読書時間の増大・活性化

第2章 第3期日光市読書活動推進計画推進の方策

1 あらゆる世代の市民が様々な方法で自由に読書に親しめる環境をつくる推進策

現状と課題

- 公民館など地域住民が集う場所においては、図書コーナーの設置により推奨図書の紹介などを行っています。これらの取り組みについては、図書館との連携強化や公民館を利用する個人・団体への周知を充実し、地域の人々が活発に利用できるような環境整備が必要です。図書館がない地域の公民館などでは、特に図書館と同様に図書や資料の利用ができる施設であることの周知や、利用者への適切なサポートが行える体制の整備が求められています。
- 図書館では、保育園・幼稚園・小中学校・高等学校への団体貸出や、小学校への移動図書館の実施を行うと共に、学校図書館の環境整備についての助言を行うなど、学校との連携を行っていますが、学校支援ボランティアなどとの協力により、これらの事業の継続と更なる充実が必要です。
- 今市、日光、藤原の3つの図書館では、毎週新刊図書を購入し蔵書の更新や充実を行っています。一方で、図書館の利用者数や貸出数は減少していることから、アンケートやリクエストなどによる利用者ニーズの把握に努めるとともに、インターネットを通して図書館を利用する取り組みや、スマートフォン・タブレット端末などを通した電子書籍の利用などの新たな読書のかたちに適切に対応できる体制の整備を図る必要があります。
- 図書館を中心に活動する図書館ボランティアや、学校での読書活動をサポートする学校支援ボランティアの活動は、読書活動の推進になくてはならないものとなっています。これらのボランティアへの支援を継続するとともに、新たな人材の育成や、ボランティアと各施設の連携を強化することが必要です。

目指す方向

あらゆる世代の市民があらゆる場所で読書に親しむことができるよう、各施設が連携して、環境づくりやそれぞれの取り組みについて情報を共有していくとともに、各施設で活動するボランティアや団体の育成と支援を行っていきます。

具体的な施策

① 家庭・地域・就学前施設における推進策

(1) 就学前施設における保育内容や研修の充実

- 教職員や保育士等の職員の資質向上を目指します。

<具体的な取組み>

- ①教職員や保育士の読み聞かせなどの研修への参加による知識や技術の向上

(2) 各公共施設における図書と読書環境の整備

○公民館をはじめ、乳幼児が通う保育園・幼稚園や親子が利用する地域子育て支援センターなどの施設では、図書館と連携し、図書の収集を行うとともにブックコーナー等の整備を行います。

＜具体的な取組み＞

- | |
|---|
| ①図書館との連携による公民館や保育園等での購入図書選定や図書館の図書リサイクルによる蔵書の充実 |
| ②図書館との連携による各施設でのブックコーナーや絵本コーナーの整備、充実 |
| ③公民館や保育園等での図書貸出や推薦図書紹介など所蔵図書の活用 |

(3) 保育園等とボランティア等との連携

○保育園・幼稚園等と読み聞かせボランティアやおはなし会を行うボランティア等との連携を強化し、読み聞かせなど多様な活動を推進します。

＜具体的な取組み＞

- | |
|--------------------------------------|
| ①保育園等と図書館との情報共有による読み聞かせボランティア等との連携強化 |
| ②保育園等と図書館との連携による読み聞かせの実施 |
| ③保育園等と児童の保護者や地域の団体との連携による読み聞かせ等の実施 |
| ④子育て支援センター職員による子育てサークルへの出張読み聞かせの実施 |

(4) 地域や家庭における図書館サービスの多様化と利便性の向上

○地域にいながら図書館を気軽に利用できるよう、公民館等を利用した図書館サービスの提供ができる体制を整備します。

＜具体的な取組み＞

- | |
|---|
| ①足尾・栗山・湯西川公民館設置の図書館利用者端末の利用方法説明会の開催などによる利用案内の強化と利用の促進 |
| ②足尾・栗山・湯西川公民館における図書館の図書の貸出・返却サービスの周知強化と利用の促進 |
| ③図書館新着図書やおすすめ本などの情報提供と公民館等での周知の強化 |
| ④図書館以外に設置されているブックポストに関する周知強化と利用促進 |

○図書館を利用しづらい方が家庭でも図書館を利用できる体制を整備します。

＜具体的な取組み＞

- | |
|------------------------------------|
| ①インターネットを介した図書館の図書検索サービスの周知強化と利用促進 |
| ②図書館図書の宅配貸出サービスの周知強化と利用促進 |
| ③図書館利用カードの郵送発行サービスの検討・導入 |
| ④図書館における電子書籍の導入に向けた検討 |

② 図書館における推進策

(1) 図書館資料の充実と活用

- 利用者アンケートの実施や各種データの分析を行なうなど、利用者ニーズの把握に努めながら図書や視聴覚資料などを収集・整備・保存し、その活用を図ります。

<具体的な取組み>

①貸出や予約データの分析とアンケート結果等による利用者ニーズの的確な把握とサービスの改善
②利用者ニーズの把握による図書館資料の選定や収集の実施
③電子書籍の導入に向けた検討（再掲）

(2) 専門職員の配置と職員の資質の向上

- 経験豊かな司書を適正に配置するとともに、専門的な知識や技術を習得するため、職員研修の実施に努めます。

<具体的な取組み>

①図書館への司書の適正配置とサービスの向上
②職員研修の実施や、専門研修の受講などによる職員の資質向上と情報共有の徹底

(3) 読書のきっかけづくりと読書習慣の浸透・定着

- 年齢に応じた図書コーナーや利用者のニーズに即した企画展示に努めます。

<具体的な取組み>

①年齢や様々なテーマで構成された図書コーナーの設置と充実
②話題の本やおすすめの本の紹介を行なう企画展の開催

(4) 図書館ボランティア団体の育成と活動しやすい環境整備

- 図書館ボランティア団体の育成や活動を更に充実させるため、研修会等開催情報の提供など、団体活動活性化への支援を行います。

<具体的な取組み>

①図書館ボランティア育成講座や研修会の開催及び開催情報の提供
②図書館ボランティアの募集を行なうと共に、相談への助言等による支援体制の充実
③ボランティア等の活動への図書館資料等の提供やおはなし会等開催会場の提供等による団体活動の支援
④図書館ボランティア団体への読書推進関連情報の提供

(5) 公民館等図書館以外での図書館サービスの提供と利便性の向上

○図書館のない足尾・栗山地域では、公民館窓口で図書館資料の貸出・返却を行なうとともに利用者端末を用いた予約について、その内容や周知を強化し、利用促進を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①足尾・栗山・湯西川公民館設置の図書館利用者端末の利用方法説明会の開催などによる利用案内の強化と利用の促進（再掲） |
| ②足尾・栗山・湯西川公民館における図書館の図書の貸出・返却サービスの周知強化と利用の促進（再掲） |

○インターネット検索サービスや図書の郵便による宅配貸出サービスの活用を広めます。

<具体的な取組み>

- | |
|--|
| ①インターネットを介した図書館の図書検索サービスの周知強化と利用促進（再掲） |
| ②図書館図書の宅配貸出サービスの周知強化と利用促進（再掲） |

(6) 多様なサービスの充実と全ての人が利用しやすい環境の整備

○高齢の方や障がいのある方が安心して図書館を利用できるよう社会福祉協議会やボランティア等との連携を図りながらサービスの充実に努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①図書館館内での拡大鏡の整備と利用促進 |
| ②図書館での大活字本（※）の収集及びリスト作成などによる利用促進 |
| ③高齢者福祉施設・障がい者福祉施設やボランティア団体等を対象とした団体貸出の周知強化と利用促進 |

○読み聞かせや点字図書、録音図書などの作成をしているボランティア団体等の活動を支援し、連携を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|---------------------------------------|
| ①読み聞かせボランティアによる高齢者福祉施設・障がい者福祉施設での活動支援 |
| ②点字図書・録音図書の作成活動の支援と団体貸出等による支援 |
| ③ボランティア活動希望者への社会福祉協議会や研修会等の情報の提供 |

※ 大活字本：通常の本よりも2～3倍大きい文字で印刷された本。

③ 学校における推進策

(1) 学校図書館資料の充実と活用

○児童・生徒のニーズを把握するとともに、図書を収集・整備し、その活用を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|-----------------------------|
| ①すべての学校における学校図書館図書標準（※1）の達成 |
| ②学校図書館の蔵書の継続的な収集と充実 |

(2) 魅力的で身近な読書環境づくり

○積極的に訪れたくなるよう、工夫と夢のある学校図書館空間づくりを図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|----------------------------|
| ①ディスプレイの工夫など魅力的で身近な読書空間づくり |
|----------------------------|

○学校図書館以外にも本を手にとれる場所を設置し、手軽に本に親しめる環境づくりに努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|-------------------------|
| ①学級内やフリースペースなどへの本棚の設置拡充 |
|-------------------------|

(3) 障がいの状況に応じた読書環境の推進

○家庭や学校図書館ボランティア・点字ボランティア（※2）と協力し、障がいの状況に応じた選書や多様な読み聞かせ活動、視聴覚機器の効果的活用などを図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|-------------------|
| ①ニーズに即した図書等の収集と配置 |
| ②教室内への図書コーナー設置拡充 |

(4) 興味・関心を高める多様な読書体験の提供

○図書館ボランティアや学校図書館ボランティア（※3）等の協力を得て、読み聞かせやブックトーク（※4）など、多様な読書体験ができる体制整備に努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|------------------------|
| ①ボランティア等による「読み聞かせ」等の実施 |
|------------------------|

※1 学校図書館図書標準：公立学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部省が定めたもの。

※2 点字ボランティア：市広報紙、市議会だよりなどの印刷物を点字にして、視覚障がいの方々に情報を提供している方々。

※3 学校図書館ボランティア：読み聞かせ等も含め、書架整理や図書の補修など、学校図書館に関わる活動をしている方々。

※4 ブックトーク：テーマにもとづいて、数冊の本を順序立てて紹介すること。

(5) 学校と図書館との連携

○移動図書館、団体貸出を活用し、図書館資料の有効活用を図るとともに図書館の利用を促進します。

<具体的な取組み>

- | |
|---------------------------------------|
| ①移動図書館の継続実施と移動図書館未実施校への代替サービスの提供 |
| ②図書館の団体貸出の利用などによる図書館資料の活用促進 |
| ③図書館への施設見学や職場体験による児童生徒の図書館利用に対する意識の向上 |
| ④学校を通じた児童生徒への図書館イベントや講座等関連事業の周知促進 |

○図書館職員による学校の要請に応じた学校図書館の図書に関する情報の提供やアドバイスを実施します。

<具体的な取組み>

- | |
|--------------------------|
| ①図書館と連携した図書情報収集のための体制づくり |
| ②図書館の助言による図書室整備の充実 |

(6) 学校図書館ボランティアとの連携

○学校図書館ボランティアが、読み聞かせをはじめ児童生徒の読書活動に幅広く関わることで、多くの大人からの働きかけを行います。

<具体的な取組み>

- | |
|--------------------------------------|
| ①学校図書館ボランティアが行なう読み聞かせの選書相談など、図書館との連携 |
| ②学校図書館ボランティアの募集と、研修や講座情報の提供など活動への支援 |

(7) 教科と連携した図書の紹介

○図書館では、調べ学習などにも利用できる図書の充実を図り、リスト化などによる各学校への紹介など、情報提供を推進します。

<具体的な取組み>

- | |
|-------------------------------|
| ①教科の学習内容や学校行事等に関連した図書の収集と情報提供 |
| ②図書館から学校への団体貸出等による図書の提供と利用促進 |
| ③図書館による学校への図書情報の提供や購入図書選定への協力 |

成果指標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
インターネットによる予約件数	5,283 件	20,000 件
読書関係ボランティア数	260 人	340 人
学校図書館ボランティアが活動している学校数	小学校 24 校	小学校 26 校
	中学校 5 校	中学校 15 校

2 全ての市民が読書習慣を身につけ学ぶ力を養うための推進策

現状と課題

- 市では、0歳児からの読書の習慣づくりとして、乳幼児健診時に市内の全乳幼児を対象としたブックスタート事業を実施しています。また、図書館や子育て支援センターなどでは、乳幼児や保護者に対しての定期的な読み聞かせを行っています。こうした乳幼児期の読書習慣をつける取り組みについては、活動を継続するとともに更なる充実が求められています。
- 保育園や幼稚園などの乳幼児を対象とした施設や小中学校では、読書習慣を身につける機会として、読み聞かせや朝の読書活動など定期的な取り組みを行っており、今後も継続して実施していくことが必要です。
- 「生涯学習に関する市民アンケート調査」の結果では、読書自体が「嫌い・どちらか」というと答えた人の割合は29.6%に上り、子どもだけでなく全ての世代に対して、読書への興味や意欲を喚起するとともに、読書が習慣となるような取組みが必要となっています。図書館では大人を対象とした読書会などを実施していますが、誰もが気軽に読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるためのイベントや講座等をさらに充実することが必要です。

目指す方向

読書習慣を身に付けることは、論理的な思考力やコミュニケーション能力、完成や情緒の基盤となる言語力を養う観点からも重要です。読書習慣を確立し、自主性・自発的な読書を行う為には、ライフステージに応じた様々な取り組みを通じて読書習慣の確立や読書意欲の喚起を図っていきます。

具体的な施策

① 家庭・地域・就学前施設における推進策

(1) 保護者が集まる機会をとおしての周知

- 家庭教育関係の講座やPTAの研修会等をとおして、読み聞かせや読書の必要性についての周知に努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①保育参加日や保護者会での読み聞かせの実施やおすすめ絵本などの情報提供による
読書の必要性の啓発・周知 |
| ②保護者が参加する家庭教育講座や栃木県家庭教育オピニオンリーダー（※）の読み
聞かせ講座などの実施による読書の必要性の啓発・周知 |
| ③PTA研修会等での読書の必要性の啓発・周知 |

※ 家庭教育オピニオンリーダー：家庭教育の情報や学習機会の提供、相談活動などを積極的に行い、地域に根ざした家庭教育支援ができる指導的立場の方々。

(2) 親子で読書に親しむきっかけづくり

- 保育園等での絵本の貸出やブックスタート事業等を通して、家庭における読書活動のより一層の普及に努めます。

<具体的な取組み>

①保育園等での絵本の貸出実施
②保育園等での手作り絵本の作成など絵本を通じた親子のふれあいの場の創出
③子育て支援センターや公民館での図書の貸出やおすすめ本の効果的な展示
④子育てサークル等への図書館イベントや読み聞かせボランティアに関する情報提供
⑤公民館での講座等開催時における、関連図書の紹介
⑥図書館での定期的な読書相談の実施
⑦ブックスタートでの絵本の配布及び「おすすめ絵本」などの情報提供
⑧栃木県の「家読」 ^{（うちどく）} （※1）に関する情報の提供と啓発の推進

(3) 効果的な読み聞かせ活動

- 保育士や幼稚園教員の日常の読み聞かせを継続するとともに、読み聞かせボランティア等と連携し、多様な読み聞かせ活動を実施します。

<具体的な取組み>

①保育園等での年齢や育ちに応じた読み聞かせの実施
②保育園等での季節や行事をとらえた絵本の選択と楽しい行事での読み聞かせの実施
③保育園等でのボランティア・図書館・保護者・絵本作家などと連携した読み聞かせの実施
④保育園等での紙芝居やパネルシアター（※2）・エプロンシアター（※3）等の実施

(4) 図書館等で図書に触れる機会の創出

- 乳幼児と保護者が、共に図書館等を利用し、親子で楽しめる機会を創出します。

<具体的な取組み>

①図書館等での「絵本の読み聞かせ」などイベントや講座等の周知強化と利用促進
②保育園児等の図書館訪問時の絵本貸出等を通した家庭における図書館への興味関心の波及

※1 家読（うちどく）：家庭で本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめあったり読書週間を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組み。

※2 パネルシアター：絵をかいて切り取った特殊な布を布張りパネルの上につけたりはずしたりしながら物語の内容にそった場面を演じる動く紙芝居のようなもの。

※3 エプロンシアター：胸当て式エプロンを舞台に見立てて人形などを使っておはなしをするもの。

(5) 放課後児童クラブ等での読書活動の推進

○放課後児童クラブ等における読書活動推進と拡大を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①読み聞かせボランティアや放課後児童クラブ等の指導員やボランティア等による読み聞かせの実施 |
| ②放課後児童クラブ等の図書館の団体貸出の利用による児童への読書の励行 |

2 図書館における推進策

(1) 読書のきっかけや読書習慣づくり

○乳幼児健診時のブックスタート事業や読み聞かせの継続・充実を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|--|
| ①全乳幼児を対象とした8か月健診時のブックスタートの実施 |
| ②全図書館での育児書や赤ちゃん向け絵本を集めたブックスタートコーナーの整備と利用促進 |

○テーマに沿った企画展や、年齢や季節に合わせたイベントなど利用者のニーズや好みに即した催し等を開催し、図書館の利用を通して読書を身近なものと感じることができるよう努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①乳児から中学生までを対象とした年齢や学年に応じたおはなし会の開催 |
| ②講座・映画会・工作会等イベントの開催と関連図書の紹介を実施 |
| ③季節や話題にあわせたテーマに応じた企画展の開催 |
| ④読書感想画の募集、展示と関連図書の紹介を実施 |
| ⑤年齢やテーマ等に沿ったおすすめ本リストや読書案内チラシの作成と周知拡大 |
| ⑥「子ども読書の日（※1）」「子どもの読書週間（※2）」「文字・活字文化の日（※3）」「読書週間（※4）」等に合わせた、本に関心・興味を持つきっかけとなるような企画展や催しの実施 |
| ⑦図書館利用に応じたスタンプカード等の有効な方法の検討と実施 |

※1 子ども読書の日：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」によって制定された。

※2 こどもの読書週間：4月23日から5月12日までの、子どもの日（5月5日）を中心とした3週間。社団法人読書推進運動協議会が定め、昭和34年から開催されている。

※3 文字・活字文化の日：10月27日。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、「文字・活字文化振興法」によって制定された。

※4 読書週間：10月27日から11月9日までの、文化の日（11月3日）を中心とした2週間。昭和22年の11月17日から開催され、翌年の第2回から現行の期間となる。現在は社団法人読書推進運動協議会の主催で実施されている。

(2) 図書館情報の広報活動の充実

- 図書館の情報紙、ホームページや、市の広報紙等を通じた図書館の広報活動について、様々な視点から見直しを図り、広報活動の充実を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|--|
| ①図書館利用案内の充実など図書館だよりの掲載内容の見直し |
| ②図書館だより等の配布方法の見直しと拡充 |
| ③「広報にっこく」や図書館ホームページへの図書館イベントや利用促進情報の掲載 |
| ④図書館ホームページ全体の掲載内容見直しと充実 |

[3] 学校における推進策

(1) 児童・生徒への読書習慣づくり

- 全校で継続した読書指導時間を確保するとともに、読書習慣が定着するよう努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|-----------------|
| ①各校での読書指導の時間の確保 |
| ②宿題に読書活動を採用 |

- 教職員も一緒に読書に取り組み、児童・生徒と共に読書に親しむことで、読書活動の充実を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|---------------|
| ①全校一斉の読書活動の推進 |
|---------------|

(2) 学校と図書館との連携

- 児童生徒が図書館の活用方法を学ぶと共に、図書館でのイベント情報の周知などにより、読書に対する興味を高めます。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①小学校における図書館施設見学の実施 |
| ②総合学習（調べ学習）等への図書館の協力と支援 |
| ③学校を通じた児童生徒への図書館イベントや講座等関連事業の周知促進（再掲） |
| ④図書館における小学生の一日司書体験、中学生のマイチャレンジ、高校生のインターンシップなどの職場体験事業の実施 |

成果指標

指標名		現状値 (H26)	目標値 (H32)
読書がどちらかというと好きな人の割合 (読書が「好き」「どちらか」というと好き」と答えた人を合わせた割合)	(小学生)	72.9%	80.2%
	(中学生)	69.7%	76.7%
	(16歳以上)	65.0%	71.5%
図書貸出冊数（延べ冊数）		318,895 冊	335,000 冊
図書貸出人数（延べ人数）		88,436 人	93,836 人
市民一人当たり図書貸出冊数		3.68 冊	4.0 冊
全校一斉の読書活動の実施学校数		小学校 23 校 中学校 10 校	小学校 26 校 中学校 15 校

3 市民全体の読書活動が活発化し、読書時間の増大を図るための推進策

現状と課題

- 小中学生の「平成25年度全国学力・学習状況調査回答結果」によると、市内の小中学生について、1日当たり30分以上本を読んでいる人が、小学生では36.0%、中学生では35.4%である一方で、一日当たり読書を全くしない人が、小学生では22.8%、中学生では38.4%となっています。また、市内の16歳以上への「生涯学習に関する市民アンケート調査」によると、1日当たり30分以上本を読んでいる人が31.3%である一方で、全くしない人が31.2%となっています。これらのことから、読書の習慣づけを推進するとともに、一人ひとりの読書の時間を増加させるための取り組みが必要となっています。
- 栃木県では「家読（うちどく）」として家庭での読書活動の推進を行っていますが、市においても、この活動に連携して取り組み、「家読（うちどく）」の趣旨や意義の普及・啓発とともに、家庭での読書を活性化させるための方法や推奨図書の紹介を効果的に行うことが必要です。
- 図書館や公民館などの施設では、全ての人が読書を楽しめる場であることをこれまで以上に周知するとともに、誰もがより利用しやすくなるような方策が求められています。

目指す方向

家庭や地域、図書館、学校がそれぞれ連携し、また、ボランティアや市民団体とも協力して、誰もが読書への興味関心を継続し、自主的、自発的に読書を行なうことで、市民全体の読書活動が活発化し、読書時間の増大が図られるよう、市民一人ひとりへの啓発を推進していきます。

具体的な施策

① 家庭・地域・就学前施設における推進策

(1) 一人ひとりの読書意欲の向上を図る

- ホームページや各家庭へのパンフレットの配布等により、全ての人が自発的に読書に取り組む意欲を喚起できるよう周知、啓発に努めます。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①ライフステージごとの読書推進の取り組みをまとめたパンフレットを全家庭に配布 |
| ②図書館や公民館図書室等の利用案内を作成し全家庭に配布 |
| ③各地域で活動する読書関連ボランティア等の情報を全家庭へ配布するとともに公民館や保育園等への情報提供の強化 |

(2) 市民による読書活動の推進

○読書活動を行うボランティアやグループなどが行う自発的な取り組みを支援し、活動の活性化を推進します。

<具体的な取組み>

- | |
|-----------------------------------|
| ①読書関連ボランティアの活動に対する支援の充実 |
| ②読書会等のグループの活動に対する支援の充実 |
| ③市民が自ら行う読書に関する情報発信やイベント等の活動に対する支援 |

(3) 一人ひとりの読書時間の増大に向けた取り組み

○時間や場所にとらわれず、一人一人が読書を行うスタイルを紹介するとともに、読書意欲の継続や達成感を感じることができる取り組みを実施します。

<具体的な取組み>

- | |
|---|
| ①読書の記録をとる「読書ノート」など、読書を継続する方策の検討と啓発 |
| ②I C T (※) を活用した新たな読書スタイル等も対象とした多様な読書方法の提言と周知 |

2 図書館における推進策

(1) 図書館の利用促進とサービスの充実

○図書館におけるサービスをより多くの人に提供できるよう利用案内の周知を強化し、環境改善を進めることで、読書時間の増大を図ります。

<具体的な取組み>

- | |
|---------------------------------------|
| ①図書館や公民館図書室等の利用案内を作成し全家庭に配布（再掲） |
| ②図書館の開館日や開館時間についての検討 |
| ③市民のニーズをふまえたサービスの提供や誰もが利用しやすい図書館環境の整備 |

3 学校における推進策

(1) 子どもの発達段階に応じた読書量を増やす取り組み

○児童・生徒の読む意欲を引き出し、読書量を増やす取り組みを行います。

<具体的な取組み>

- | |
|---------------------------------|
| ①年間読書目標の設定や、読書量を記録する「読書カード」等の活用 |
|---------------------------------|

※ I C T : Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称。

(2) 家庭と連携した読書指導

○学校での読書の様子を家庭に伝えたり、長期休業中には親子で読書に親しむ機会を推奨するなど、家庭と連携した取組みを進めます。

<具体的な取組み>

- ①親子読書を推奨するパンフレットの作成とホームページや広報誌を通した周知啓発

成果指標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
1日に全く読書をしない人の割合	(小学生) 22.8%	20.5%
	(中学生) 38.4%	34.6%
	(16歳以上) 31.2%	28.1%
年間読書目標の設定または「読書カード」等の活用を実施している学校数	小学校 26 校	小学校 26 校
	中学校 9 校	中学校 15 校

第3章 ライフステージごとの推進策

第2章では、この計画の3つの目標を、「家庭・地域・就学前施設」、「図書館」、「学校」が、それぞれの場所で互いに連携しながら推進していくための取り組みとして、主に公共施設を中心とした施設での推進策としています。

一方で、読書活動の根本は、一人ひとりが自発的、自主的に取り組むものであり、市民一人ひとりの読書の方法は、世代やライフスタイルに応じてまさに千差万別であり、全ての市民に合致した推進策が画一的に実施されるものとは限らないのも現状です。

こうしたことから、第3章では、一人ひとりが自主的、自発的に読書に取り組むためのきっかけや、読書への意欲や興味関心を喚起し継続できる方法を「ライフステージごとの推進策」として網羅し、市民の皆さんができるだけの方法で、自由に読書に親しみ、読書を行なっていけるためのガイドブックとしてまとめました。

ライフステージごとの推進策

市民の皆さんが読書に親しみ楽しむための様々な機会や方法を世代ごとにまとめました。

対象年代	乳幼児 (0歳～6歳)	小学生 (7歳～12歳)	中学生 (13歳～15歳)	高校生 (16歳～18歳)	青年期 (19歳～39歳)	壮年期 (40歳～64歳)	高齢期 (65歳以上)
年代ごとの推進策	<ul style="list-style-type: none"> ■★読書感想画をかく ■★学校図書館や移動図書館で様々な本を借りる ■アニメ・マンガ化した原作を読む ■好きな絵本をくり返し楽しむ ■図書館や保育園等での貸出を利用して家庭での読書を楽しむ ●ブックスタートの絵本で読み聞かせをする 	<ul style="list-style-type: none"> ■★読書感想文や読書感想画をかく（例） ■教科書や授業で知った人の伝記を読む ■教科書に載っている作者の本を読む ■新聞や雑誌、テレビやラジオで面白そうな本を見つけて読む ■図鑑・事典・辞典を読む ■夏休みなどの宿題で読書感想文や読書感想画をかく ■「読書カード」で自分の読んだ本を記録する ●★わらべうたや手遊びをして、言葉のリズムを楽しむ ●★様々な場所で行われている読み聞かせやおはなし会に参加して親子で楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツや音楽など興味があるジャンルの本を読む ■あらゆる世界や様々な考え方の本を読む ■映画化・ドラマ化・アニメ化・マンガ化した原作を読む ■歴史や科学など教科に関連した本を読む ■教科書や授業で知った人の伝記を読む ■業務や仕事のリフレッシュのためにエッセイやハウツー本、短編の本を読む ■授業や教科書に出てきた外國語で書かれた本を読む ■★好きな作家や作品を研究する ■夏休みなどの宿題で読書感想文や読書感想画をかく ■★学校図書館や公民館図書室を利用する ●★図書館の工作会などに参加して紹介された本を読む ●★本の中に登場する人物や出来事について家族や友達と話す 	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツや音楽など興味があるジャンルの本を読む ■あらゆる世界や様々な考え方の本を読む ■趣味や生活に関連した本を読む ■通勤時間に読書をする ■学業や仕事のリフレッシュのために参考に本を読む ■将来設計のための参考に本を読む ■新聞や雑誌、テレビやラジオで紹介された本、話題の本やベストセラーを読む ■仕事に関連した本を読む ■電子書籍を利用する ●子育てをしながら子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをする ●★子どもと一緒に図書館の読み聞かせやおはなし会へ参加する ●★朝活・昼活・夕活・夜活に読書をする ●★本の中にも登場する人物や出来事について家族や友達と一緒に読み聞かせをする ●★友達や仲間、家族と朗読会をする ●★図書館の講座やイベントに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ■趣味や生活に関連した本を読む ■通勤や病院等の待ち時間を使って読書をする ■大字本を読む ■将来自由に本を読む ■電子書籍を読む ■かわって読んだ本を読む ■自分史・自伝を書く ★友人や知人と本についておしゃべりする ●孫育てをしながら孫と一緒に本を読んだり、読み聞かせをする ●★孫と一緒につかせてやおはなし会へ参加する ●★朝活・昼活・夕活・夜活に読書をする 	<ul style="list-style-type: none"> ■趣味や生活に関連した本を読む ■通勤や病院等の待ち時間を使って読書をする ■大字本を読む ■将来自由に本を読む ■電子書籍を読む ■かわって読んだ本を読む ■自分史・自伝を書く ★友人や知人と本についておしゃべりする ●孫育てをしながら孫と一緒に本を読んだり、読み聞かせをする ●★孫と一緒につかせてやおはなし会へ参加する ●★朝活・昼活・夕活・夜活に読書をする 	
■：一人で							
●：家族で							
★：みんなで							
・学校							
・放課後児童クラブ							
・職場							
・サークル							
・図書館							
・公民館							

※1 読書コンシェルジュ：おすすめの本の紹介、読書をテーマとした交流会の企画など、読書の楽しみや意義を同世代に伝えるための活動をする、県内の高校生世代の読書活動を推進するリーダー。

※2 ビブリオバトル：読んで面白いと思った本を一冊5分で紹介し、投票によりチャンプ本を決める対戦型の書評会。

第4章 「日光市読書の日」の設定と推進

読書活動を推進するためには、各施設や場所ごとの推進策を進めるとともに、一人ひとりが様々な方法で自発的に読書を推進していくことが必要であることは、第2章、第3章で述べてきた通りです。それらとともに、市民全体の読書への意識を醸成し、喚起していくには、市全体に浸透した統一的な推進活動も肝要です。

これらを踏まえ、市全体の読書活動活性化に向けた一体的な取組みとして、市民全員にわかりやすく、また、誰もが読書を行なうための契機とできるよう、「日光市読書の日」を次の通りとします。

毎月4日、14日、24日の 4のつく日を

日光市読書の日

～ 4のつく日は 4デー ～

とします。

全市をあげた推進策

(1) 「日光市読書の日」の設定

○毎月4のつく日を「日光市読書の日」として定め、読書活動の活性化を推進します。

<具体的な取組み>

①「日光市読書の日」の設定
②「日光市読書の日」記念シンポジウムの開催
③「日光市読書の日」における図書館をはじめ公民館・学校・保育園等、公共施設を通した周知と推進事業の展開
④ボランティア・市民団体・民間事業者等への周知と啓発事業の推進
⑤広報紙やホームページを通した各家庭への周知と啓発事業の推進

(2) 市民と協働の「日光市読書の日」の推進

- 「日光市読書の日～4のつく日は4デー～」については、次の通り、市と市民が一丸となつた新しい取組みを推進していきます。

<具体的な取組み>

①市民主体の「(仮称) 日光市読書の日プロジェクト」の設立
②プロジェクトによる推進策 〔基本方針〕 <ul style="list-style-type: none">・ひとりで4デー～一人ひとりで読書を楽しみましょう～・家で4デー～テレビやスマホをお休みして、家で読書を楽しみましょう～・みんなで4デー～読書関連イベントへ参加してみましょう～

第5章 計画の着実な推進のために

第2期計画では、それぞれの目標に対して事業の着実な推進のため、日光市教育委員会内に「日光市読書活動推進計画に関する府内連絡会議」を設置し、それぞれの事業の進捗状況を確認、共有することで計画全体の進捗管理を行なってまいりました。

第3期計画においても、引き続き「日光市読書活動推進計画に関する府内連絡会議」をとおして、それぞれの推進目標に対する具体的な取組みの進捗状況や、成果指標の達成状況を確認し、計画全体の進捗管理を行なってまいります。また、成果や新たな課題を整理し、目標に即した対応を講じることで、計画の着実な推進を行なってまいります。

日光市読書活動推進計画に関する府内連絡会議

- 所管　日光市教育委員会事務局生涯学習課
- 構成　各推進事業所管課等（※平成27年度時点）
(学校教育課、中央公民館、日光足尾教育行政事務所、藤原栗山教育行政事務所、高齢福祉課、子育て支援課、生活福祉課、健康課)

資料編

○図書館蔵書数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般書	236,994 冊	242,630 冊	249,153 冊
児童書 (紙芝居含む)	121,113 冊	125,361 冊	130,386 冊
計	358,107 冊	367,991 冊	379,539 冊

～日光市立図書館要覧より～

○図書館の年齢別利用登録者数（過去 2 年間に貸出利用のある人数）

総 数	就学前	小学生	中学生	高校生	18 歳以上 60 歳未満	60 歳以上
12,838 人	415 人	3,582 人	928 人	307 人	5,033 人	2,573 人

～日光市立図書館要覧より～

○図書貸出人数（延べ人数）

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一 般	63,880 人	65,655 人	63,909 人
児 童	28,304 人	26,794 人	24,527 人
計	92,184 人	92,449 人	88,436 人

～日光市立図書館要覧より～

○図書貸出冊数（延べ冊数）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般書	159,759 冊	165,350 冊	161,340 冊
児童書 (紙芝居含む)	171,675 冊	165,313 冊	157,555 冊
計	331,434 冊	330,663 冊	318,895 冊

～日光市立図書館要覧より～

○図書の貸出ができる施設

地域別	施設名		
今市地域	・今市図書館	・中央公民館	・落合公民館
	・豊岡公民館	・大沢公民館	・小林公民館
日光地域	・日光図書館	・中宮祠公民館	・女性サポートセンター
	・日光福祉保健センター		
藤原地域	・藤原図書館	・三依公民館	
足尾地域	・足尾公民館		
栗山地域	・栗山公民館	・湯西川公民館	

○図書館の利用者端末が設置されている公民館

足尾公民館 栗山公民館 湯西川公民館

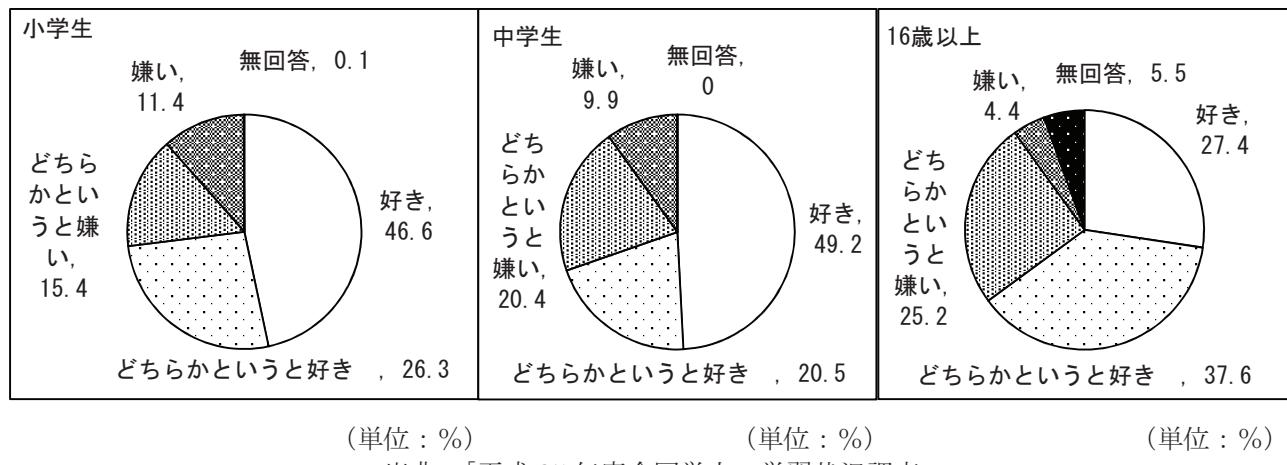
- ・利用者端末を設置しています。図書館利用カードとパスワードを図書館で登録すると、図書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料）をそれぞれの公民館窓口で受取れる予約を自分で申込むことができます。また、返却もできます。

○図書館ボランティア団体・サークル団体

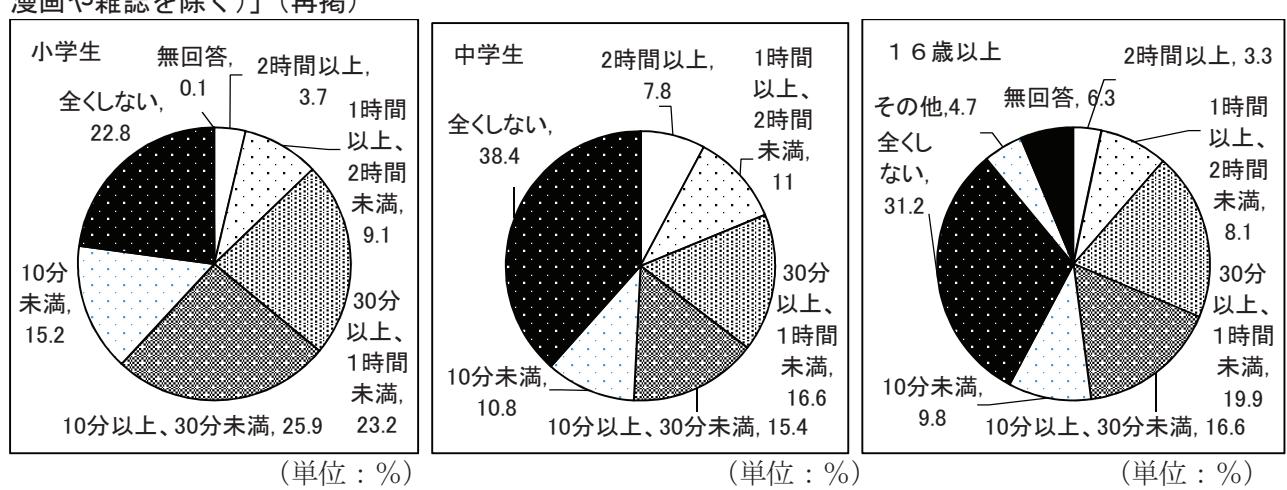
	団体名	活動内容	主な活動場所	連絡先
図書館ボランティア	ボランティア「かたくり」	絵本の読み聞かせ 紙芝居、手遊び、 影絵、パネルシアター ブックスタート読み聞かせ 等	今市図書館 今市保健福祉センター	今市図書館
	読み聞かせボランティア 「ありんこ」	絵本の読み聞かせ 手遊び 等	日光図書館	日光図書館
	ブックスタートボランティア 「おひさま」	ブックスタート説明 ブックスタート読み聞かせ	日光福祉保健センター	日光図書館
	おはなしキャラバン 「ピンコロ」	人形劇、紙芝居 パネルシアター エプロンシアター 絵本の読み聞かせ 等	藤原図書館	藤原図書館
	子どもと本を楽しむ会 「ばおばぶ」	絵本の読み聞かせ ブックスタート説明 ブックスタート読み聞かせ 等	藤原保健センター	藤原図書館
サークル	読書会「二水会」	読書会	今市図書館	今市図書館
	読書会「いづみの会」	読書会	日光公民館	日光図書館
	児童文学創作の会「こもれび」	児童文学創作	今市図書館	今市図書館

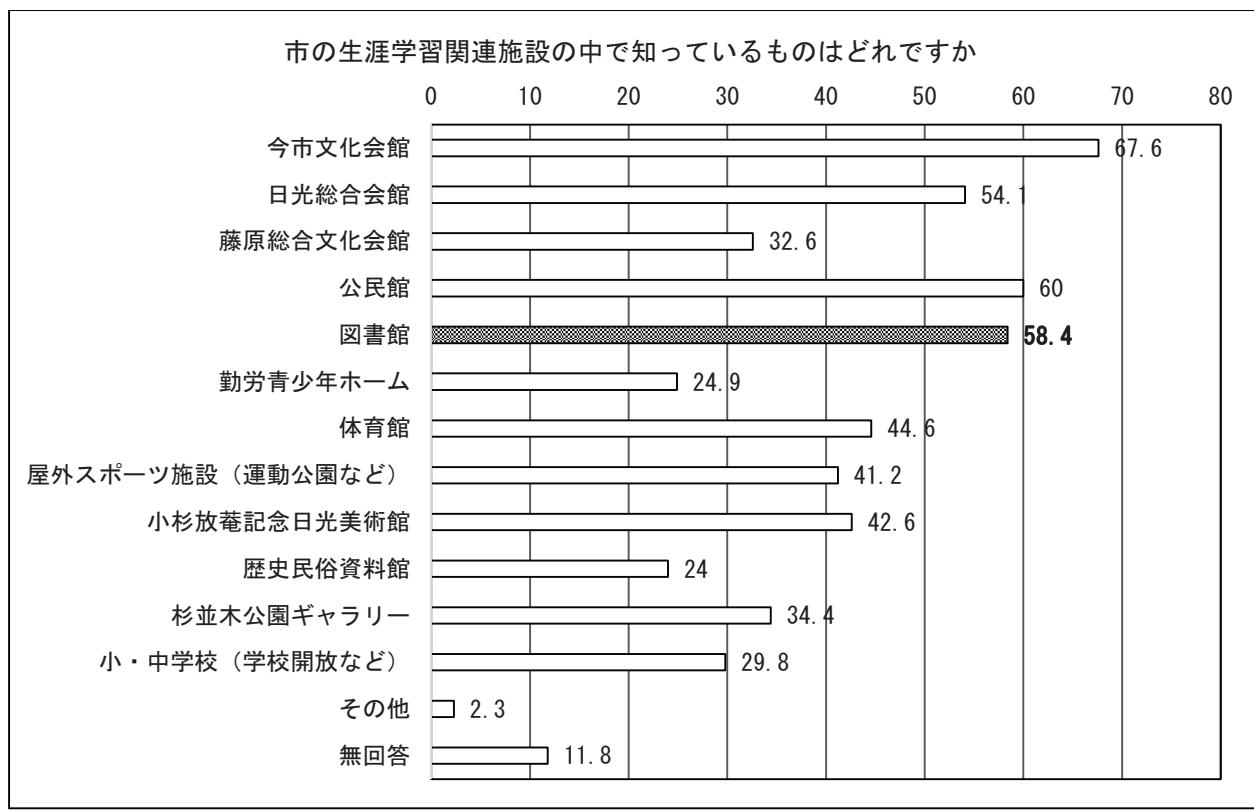
●アンケート調査の結果

■あなたは読書が好きですか。



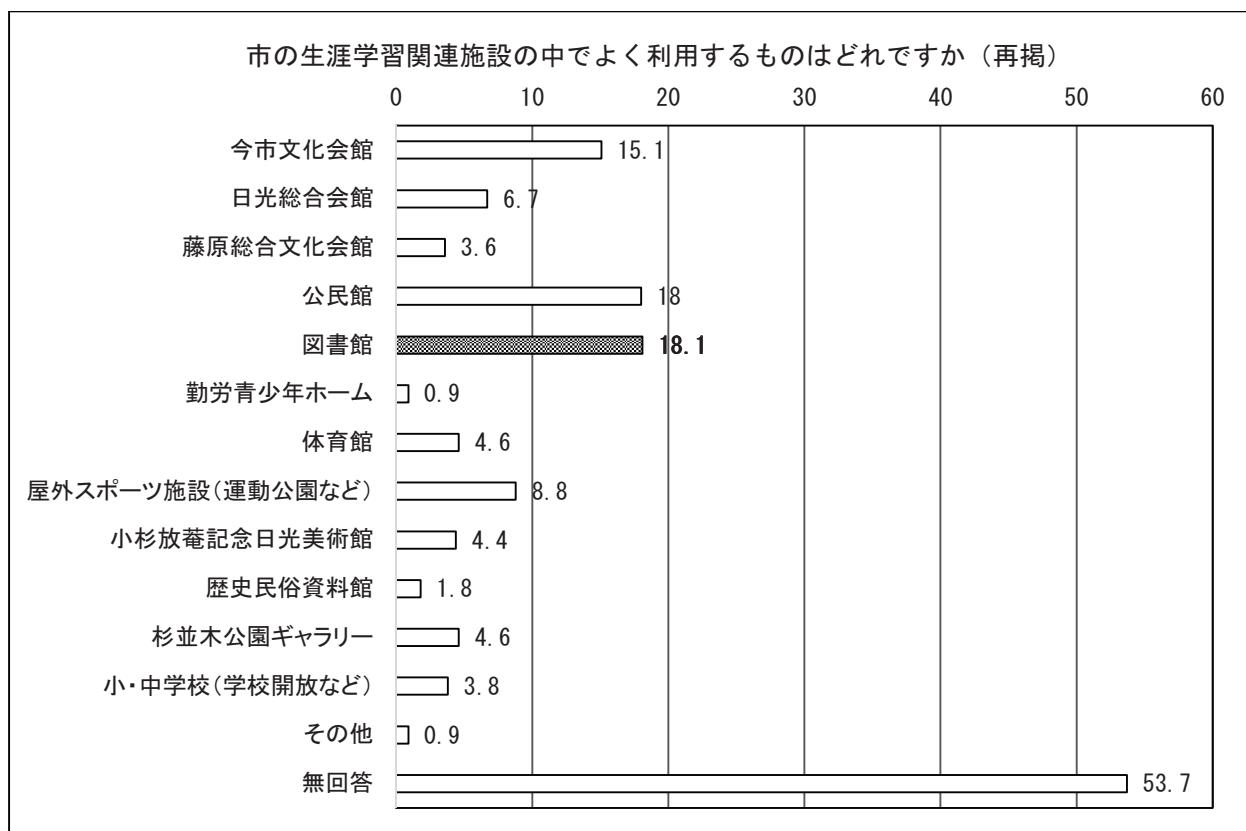
■「家や図書館で普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、本を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）」（再掲）





(単位：%)

出典「平成 27 年 3 月 生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」



(単位：%)

出典「平成 27 年 3 月 生涯学習に関する市民アンケート調査結果報告書」

編集・発行 ◎日光市教育委員会 生涯学習課
〒321-1292
栃木県日光市今市本町1
TEL 0288-21-5182 FAX 0288-21-5185